はびきのこども夢プラン

羽曳野市子ども・子育て支援事業計画
羽曳野市次世代育成支援行動計画
羽曳野市母子保健計画

平成 27 年３月

羽 曳 野 市

ご　あ　い　さ　つ

近年、少子化の進行をはじめ、地域のつながりの希薄化といった社会的環境の変化により、子育て家庭を取り巻く諸課題が浮き彫りになっています。

本市でも、子育て支援を総合的・計画的に推進させる指針として、平成 16 年度に「はびきのこども夢プラン（羽曳野市次世代育成支援行動計画）」を、さらに平成 21 年度にはこの計画を見直して「後期計画」として策定し、子どもの育ちをはじめ、子育て家庭に対するさまざまな施策を展開してきました。

一方、平成 24 年８月にはいわゆる「子ども・子育て関連３法」が成立し、平成 27 年度から幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がはじまることとなりました。

こうした背景のもと、本市においてもこれまで進めてきた次世代育成支援行動計画の考え方を継承するとともに、「子ども・子育て支援新制度」や母子保健に係る国の「健やか親子２１（第２次）」の内容を踏まえて、新たな「はびきのこども夢プラン」を策定しました。

「ひとりじゃないよ！いっしょに育とう」を合言葉に、地域のおとなが参加しながら、より子育てがしやすいまちづくりを進め、子どもたちがこの羽曳野市ですくすくと育ち、未来への夢をはぐくむことができるよう、諸施策の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりましたが、計画の策定に際して、ニーズ調査にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、ご審議をいただきました「羽曳野市こども夢プラン推進委員会」の皆様、その他ご尽力をいただきました皆様方に対しまして、心からお礼を申し上げます。

平成 27 年３月

羽曳野市長　北川　嗣雄

【 目　次 】

第１章　計画策定の趣旨 1
１．計画策定の背景 1
２．計画の位置づけ 2
３．計画の対象 2
４．計画の期間 2

第２章　子どもや子育て家庭の状況 3
１．人口の状況 3
２．地区別人口の推移 4
３．世帯数の推移 5
４．人口動態 5
５．女性の就業率 7
６．保育園及び幼稚園の状況 7
７．地区別保育園及び幼稚園の状況 8
８．各地区における年少人口及び保育園・幼稚園等の設置状況 13
９．ニーズ調査結果にみる羽曳野市の状況 14
10．こども夢プラン（後期計画）の進捗状況 26
11．課題のまとめ 30

第３章　計画の基本的な方向 33
１．計画の基本理念 33
２．計画の基本目標 34
３．計画の施策体系 36

第４章　子育ち支援の充実 37
１．産まれくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり 37
２．楽しいことがいっぱいの幼児期をすごすことができる環境づくり 44
３．のびのび育ち、楽しく学べる学童期をすごすことができる環境づくり 55
４．希望に満ちた思春期をすごすことができる環境づくり 63
５．未来に向けての青年期をすごすことができる環境づくり 72

第５章　子育て支援や家庭への支援の充実 77
１．子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり 77
２．さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり 88
３．子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり 94

第６章　重点プロジェクトの推進……102
１．家庭や地域の子育て支援の充実……102
２．健やかな子どもの育ちを支える環境づくり……103
３．子どもの居場所づくり……104

第７章　羽曳野市母子保健計画……105

第８章　計画の推進に向けて……108
１．市民や地域、関係団体等との協働……108
２．庁内の推進体制……108
３．計画の進行管理……108

資料編……109
１．羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則……109
２．羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿……111
３．推進委員会開催経過……112
４．諮問書・答申書……113
５．羽曳野市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査の概要……116
６．計画素案に対するパブリックコメントでの市民意見……117

※平成 27 年４月より、子育て支援課・子ども子育て支援推進準備室は、こども課となるため、計画内の「子育て支援課」・「子ども子育て支援推進準備室」は「こども課」に読み替えます。

第1章　計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、急速な少子化が進行し、平成 23 年の合計特殊出生率は 1.39 と平成 17 年の合計特殊出生率 1.26 と比べて増加しており、出産年齢の高年齢化などが出生率を押し上げています。その一方、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き子ども・子育て支援対策の推進が求められています。

また、子育て家庭、地域、就労環境などの子ども・子育てを取り巻く環境の変化は、育児の孤立化や不安感・負担感の増加につながることからも、地域社会を含めた社会全体で子育ち・子育てを支援していくことが、今後も必要となっています。

国においては、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」、平成 16 年にそれに基づく「少子化社会対策大綱」を制定し、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進してきました。しかし、子育て家庭や地域を取り巻く環境の変化や、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、日本に住む外国人の子どもなど、特別な支援が必要な子どもが増えている状況を踏まえ、少子化対策から子ども・子育て支援の視点も含め、子どもが尊重され、育ちが等しく確保できる社会の実現をめざしています。そして、それら子育ち・子育てに関する社会環境の変化への対応や基本視点を踏まえ、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）」のいわゆる「子ども・子育て関連３法」を制定し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からはじまります。これにより、家庭が子育てについての第一義的責任があるとの認識のもと、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもの視点に立った子育ち・子育て施策の充実を図ろうとしています。

一方、本市では、子育ち・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための指針として、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、平成 16 年度に「はびきのこども夢プラン」（羽曳野市次世代育成支援行動計画）を策定し、平成 22 年にはこの計画の見直しを行い、後期計画として策定して、さまざまな施策を実施してきました。

本市においても、少子化の進行や地域のつながりの希薄化といった社会環境の変化などにより、保護者が子育てについての悩みを身近な人に相談できなかったり、子どもの育ちに大切な人との交流や社会体験の機会が減少しているなどの子育てに関する課題があります。こうしたさまざまな課題に対して、子育ち・子育てにおける主体と協力し合い、支え合いながら、社会全体で子育ち・子育てを支援していくことが重要となっています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条に基づく法定計画として作成するものであり、本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

【子ども・子育て支援法（第 61 条）】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

なお、平成 26 年度に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立され、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長するとともに、行動計画の任意化や支援事業計画との一体的な作成が可能となっています。本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりをもつため、次世代育成支援対策推進法に基づく「はびきのこども夢プラン」（羽曳野市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕）の考え方を継承するものとします。今後も本計画を通じて、包括的な子育ち・子育て施策を展開するため、これまで同計画に包含してきた母子家庭等及び寡婦施策を計画的に推進するための計画である「羽曳野市母子家庭等自立支援計画」や、母子保健施策を計画的に推進する「羽曳野市母子保健計画」も一体的に策定するものとします。

また、本計画は、上位計画である「羽曳野市総合基本計画」や、その他関連計画などとの整合を図り策定しています。

3. 計画の対象

本計画で対象とする子どもは、概ね０歳から 18 歳未満の乳幼児及び青少年とします。

また、子どもの保護者及び家族、それらを取り巻く地域社会すべてを対象とします。

4. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの５年間を計画期間とします。なお、５年間の計画期間であっても、さまざまな状況の変化により、計画の見直しが必要になった場合は、適宜見直しを行うものとします。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
本計画期間									
				見直し	次期計画期間				

第2章　子どもや子育て家庭の状況

1．人口の状況

年齢３区分別の人口は、総人口の推移にあわせ、今後も減少が予測されます。年少人口も減少傾向にあり、平成 25 年の 15,829 人に対し、平成 31 年には 12,305 人と 3,524 人の減少が見込まれます。あわせて、子ども人口も減少傾向にあり、各年代ともに減少していくことが予測されます。

◆年齢３区分別人口の推移

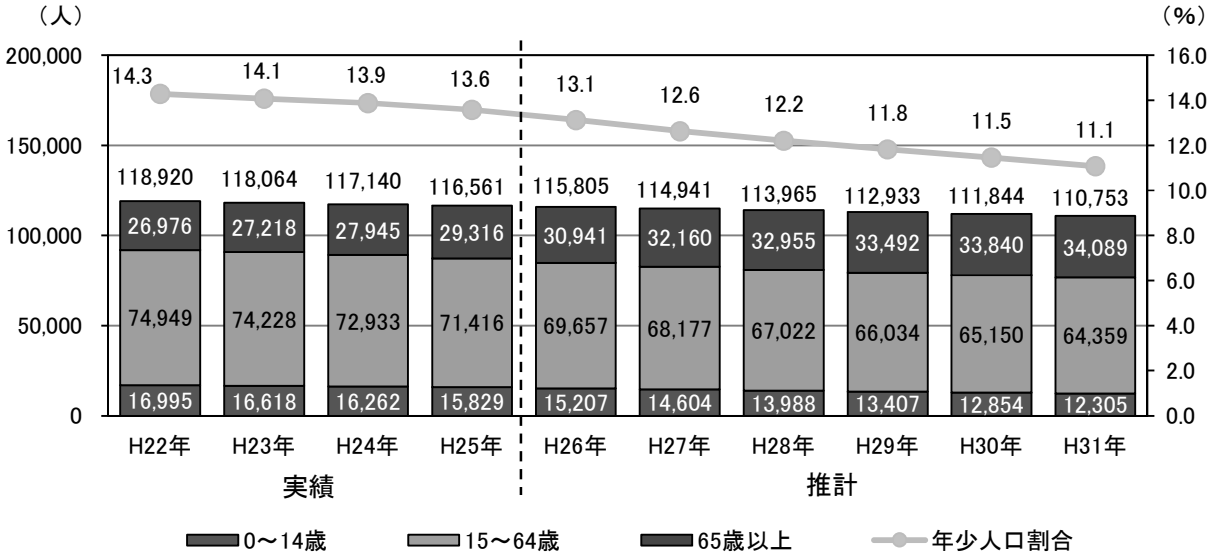

◆子ども人口の推移

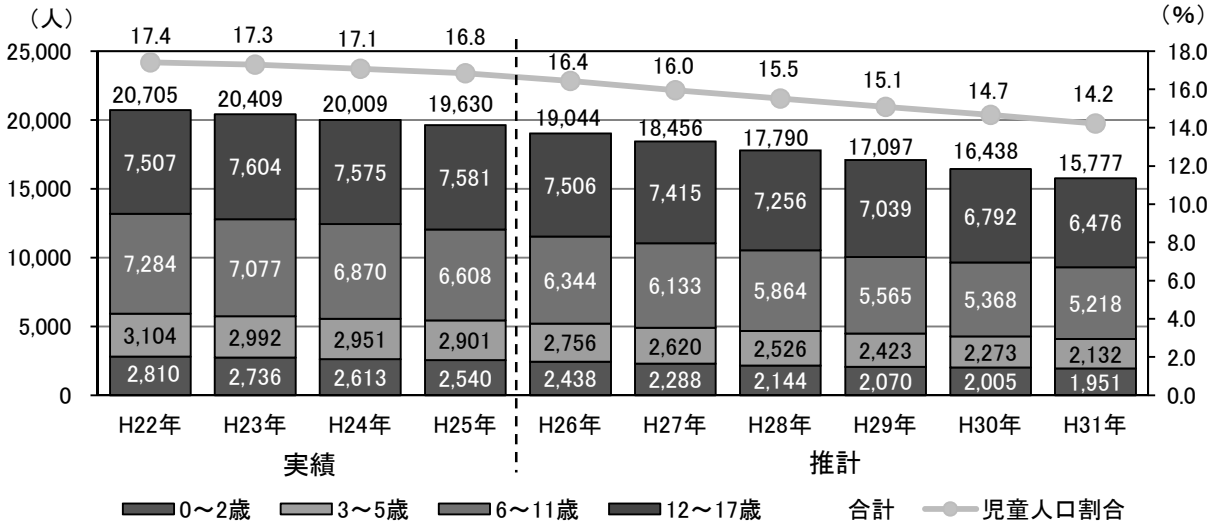

（資料：住民基本台帳 H21～H25 年（4月１日現在）をもとに、コーホート変化率法により推計）

2. 地区別人口の推移

（１）地区別年少人口の推移

年少人口（0～14 歳）の推移を地区別にみると、各地区ともに減少しているのに対して、羽曳が丘地区では、年少人口が平成 20 年度から平成 24 年度にかけて 278 人増加しています。

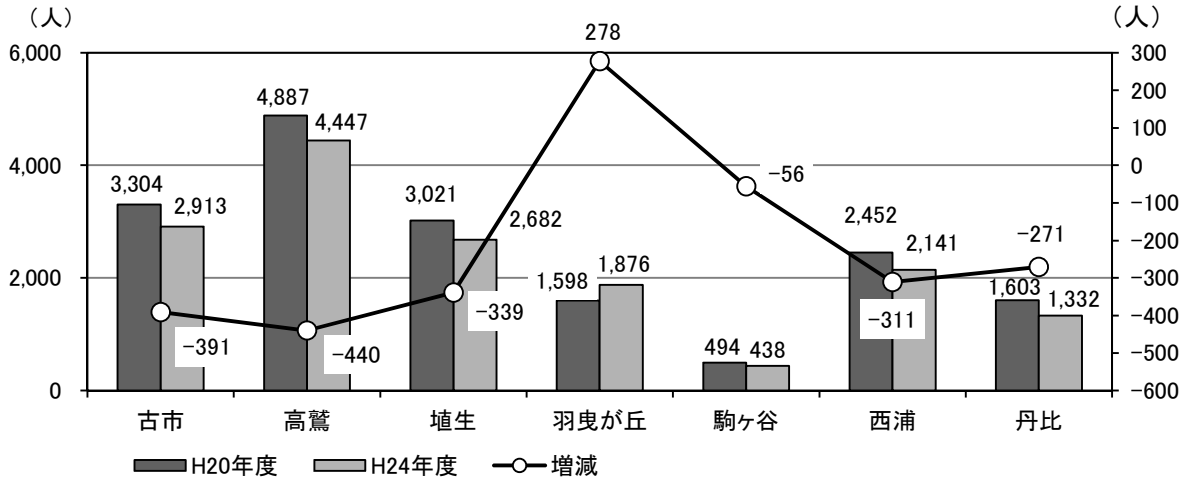

（資料：住民基本台帳 H20、H24 年度）

（２）地区別の０～５歳児の人口推移

０～５歳児の人口推移を地区別にみると、羽曳が丘では０～５歳児人口が増加し、平成 24 年度は、平成 20 年度に比べ 88 人増加しています。

その他の地区では減少しており、古市で 225 人、高鷲で 182 人、西浦で 143 人減少しています。

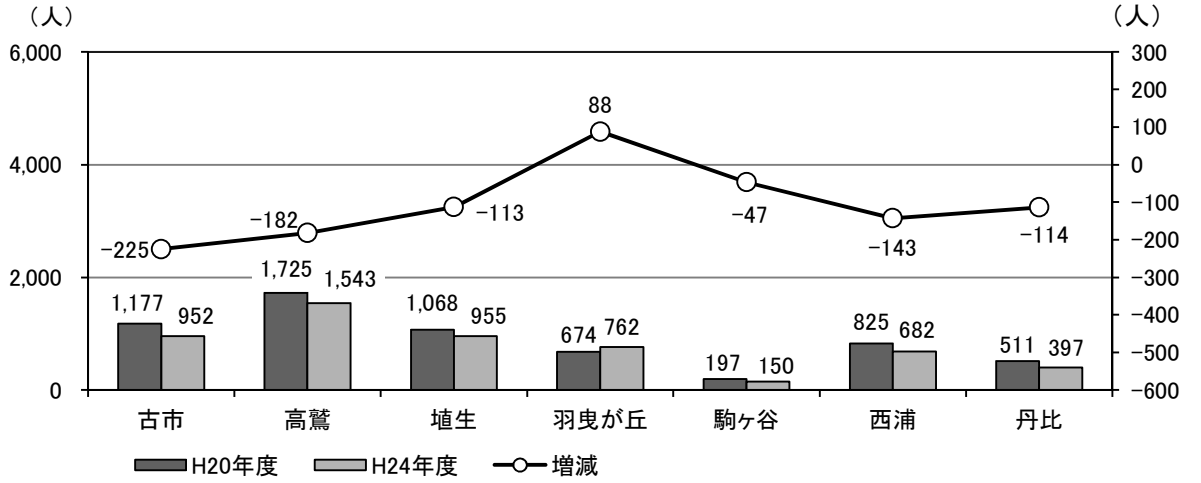

（資料：住民基本台帳 H20、H24 年度）

3. 世帯数の推移

世帯数の推移では、世帯数が増加傾向にあり、平成 24 年で 48,378 世帯となっており、平成 19 年に比べ、814 世帯増加しています。一方、１世帯あたり人員は減少しており、平成 24 年で 2.42 人と家族の小規模化が進んでいます。

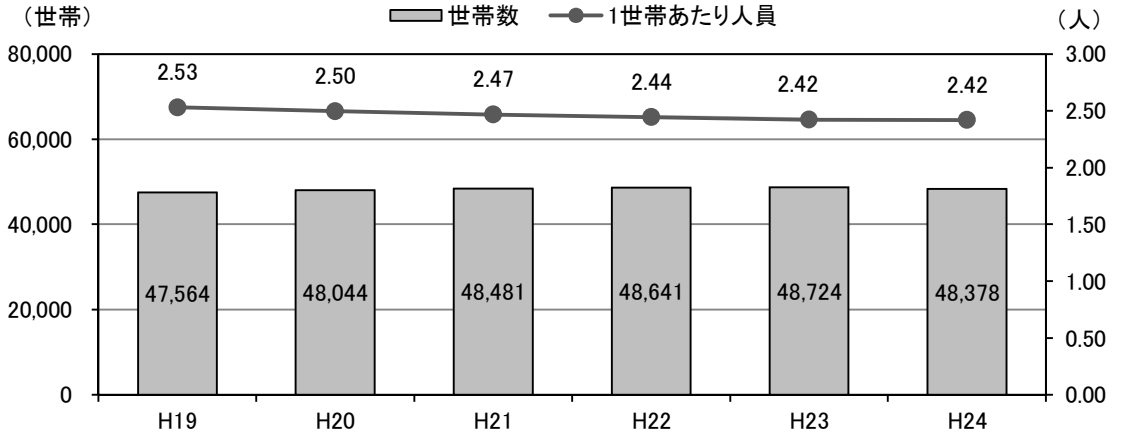

（資料：羽曳野市統計資料）

4. 人口動態

（１）出生数及び死亡数の推移

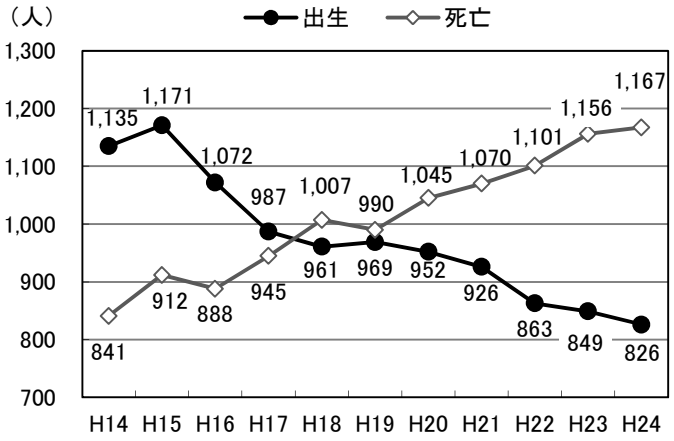

（資料：羽曳野市統計資料）

出生数及び死亡数の推移では、出生数は平成 15 年以降減少しており、平成 24 年には 826 人と平成 15 年に比べ、345 人減少しています。

死亡数は増加傾向にあり、平成 18 年以降出生数を上回り、自然減となっています。また、死亡数は、平成 24 年には 1,167 人と、平成 14 年に比べ、326 人増加しています。

今後も自然減の傾向が継続することが予測されます。

（２）出生率の推移

本市の出生率を大阪府、国と比較すると、本市は平成 15 年で 9.8‰と大阪府、国の水準を上回っているものの、その後低下し、平成 17 年以降は大阪府、国よりも低い水準で推移しています。特に平成 21 年以降は７ポイント台と低くなっています。

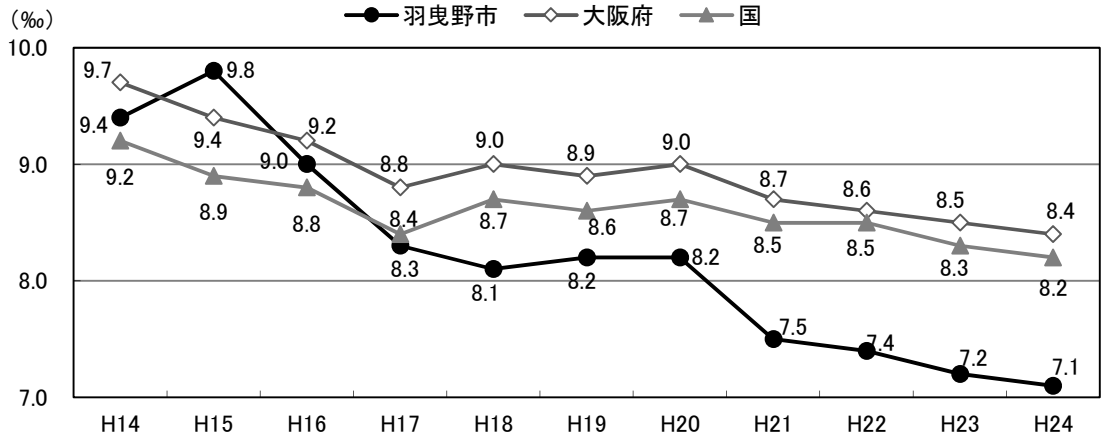

（資料：羽曳野市統計資料、人口動態統計）

（３）転入数及び転出数の推移

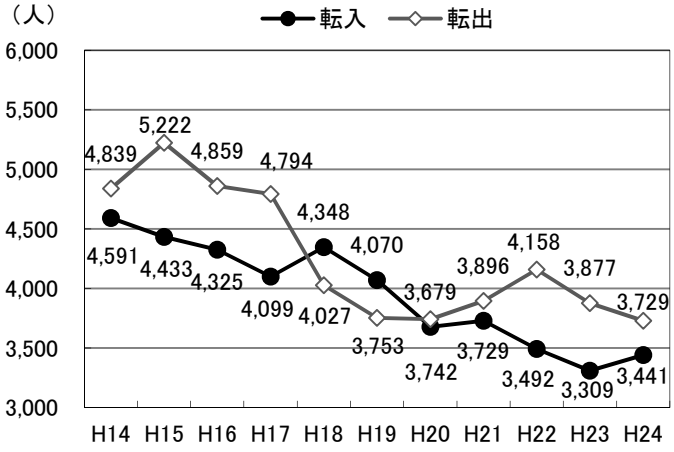

（資料：羽曳野市統計資料）

転入数及び転出数の推移では、平成 18 年、平成 19 年を除き、転出数が転入数を上回り、社会減となっています。

転入数は全体的に減少傾向にあるものの、転出数は平成 19 年まで減少傾向で推移し、その後増加に転じるなど、増減しながら推移しています。今後も社会減が継続することが予測されます。

5. 女性の就業率

女性の就業率をみると、30 歳代を境に割合が減少し、再び増加するＭ字カーブを描いています。本市では 30 歳代における子育て期にあたる Ｍ 字カーブの谷が大阪府同様に深くなっており、それ以降の年代においても全国より低い水準となっています。特に 40 歳代後半から 50 歳代前半にかけての就業率が国よりも低いことに特徴がみられます。

◆女性の年齢別就業率の状況（平成 22

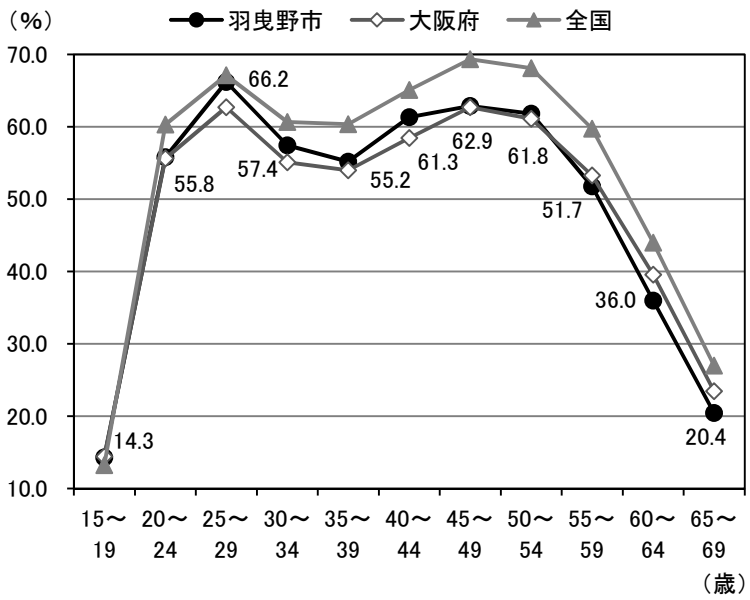

（資料：国勢調査）

6. 保育園及び幼稚園の状況

保育園入所児童数は緩やかな減少傾向にあるものの、充足率はほぼ 100%となっています。幼稚園においては、保育園に比べ減少傾向が著しくなっており、平成 25 年度は 1,098 人と平成 19 年度に比べ、290 人減少しています。

◆保育園の状況

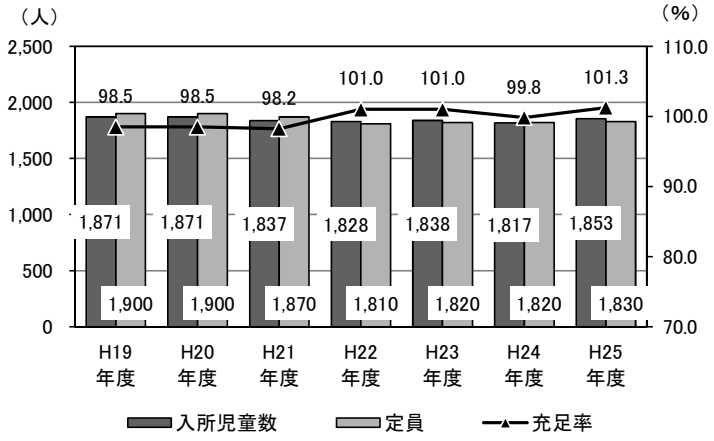

◆幼稚園の状況

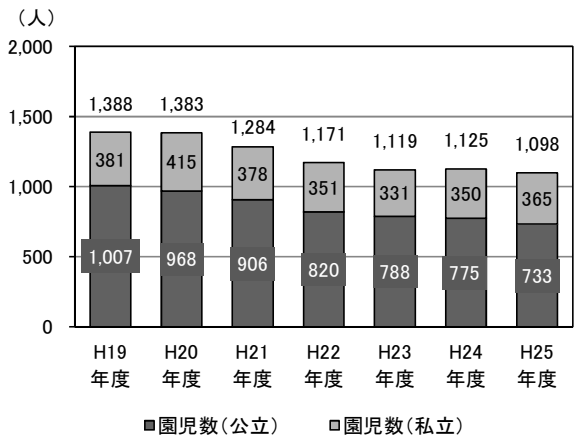

（資料：羽曳野市統計資料）

※保育園は各年 4 月 1 日、幼稚園は各年 5 月 1 日現在の数値

7. 地区別保育園及び幼稚園の状況

（１）保育園の状況

平成 26 年４月１日現在の保育園の状況をみると、９園で定員数を超えて、弾力的な運営が図られています。特に、高鷲保育園、四天王寺悲田院保育園、あおぞら保育園では 20 人以上も定員を上回っています。公立保育園では、下開保育園で約６割、向野保育園で約８割の充足率となっています。

単位（人）

保育園	定員	園児数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
下開保育園	100	59	3	7	12	10	13	14
軽里保育園	100	99	5	14	17	20	21	22
島泉保育園	100	97	5	9	17	20	23	23
はびきの保育園	100	105	4	14	18	20	23	26
向野保育園	240	199	8	25	34	40	43	49
小計(A)	640	559	25	69	98	110	123	134
高鷲保育園	150	171	10	30	32	33	32	34
坂門ヶ原保育園	180	187	9	25	36	33	42	42
陽気保育園	150	150	8	23	30	30	29	30
誉田保育園	130	148	7	23	28	29	28	33
郡戸保育園	120	139	7	20	26	30	28	28
高屋保育園	120	139	3	24	27	27	30	28
四天王寺悲田院保育園	130	160	13	25	30	30	30	32
あおぞら保育園	120	141	8	23	24	27	28	31
ベビーハウス社協	90	100	5	16	18	20	21	20
小計(B)	1,190	1,335	70	209	251	259	268	278
中計(A＋B)	1,830	1,894	95	278	349	369	391	412
管外公立私立保育園		23	2	2	1	5	1	12
合計	1,830	1,917	97	280	350	374	392	424

（資料：羽曳野市資料　平成 26 年 4 月 1 日）

（２）幼稚園の状況

幼稚園の園児数についてみると、羽曳が丘幼稚園で 101 人と最も多く、次に埴生南幼稚園、西浦幼稚園、高鷲南幼稚園の順で、60 人台となっています。

また、私立の白鳩羽曳野幼稚園では、３歳児から受け入れており、園児数は 328 人となっています。

単位（人）

幼稚園	園児数	3 歳	4 歳	5 歳
古市	46		18	28
駒ヶ谷	9		3	6
西浦	68		37	31
埴生	33		17	16
高鷲	55		26	29
丹比	58		28	30
羽曳が丘	101		39	62
白鳥	33		22	11
高鷲南	67		37	30
古市南	33		11	22
恵我之荘	49		26	23
埴生南	69		26	43
西浦東	22		13	9
高鷲北	40		17	23
小計（A）	683		320	363
白鳩羽曳野（B）	328	85	122	121
合計（A＋B）	1,011	85	442	484

（資料：羽曳野市資料　平成 26 年 5 月 1 日）

（３）地域の子育て支援等の状況

①　保育園の時間外（夕刻）保育事業（延長保育）［０～５歳］

保育園の時間外保育については、公立は実施箇所数が減少し、平成 25 年度で５箇所、利用者数は 1,365 人となっています。

私立では、実施箇所数は横ばいで推移していますが、利用者数は平成 21 年度以降増加しており、平成 25 年度で 5,666 人となっています。

■公立　　単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	7	6	5	5	5	5
実利用者数（年）	3,006	2,610	2,288	1,711	1,444	1,365

■私立　　単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	9	9	9	9	9	9
実利用者数（年）	4,758	3,580	4,205	5,303	5,863	5,666

②　放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブについては、実施箇所数は 15 箇所から平成 25 年度には 16 箇所となっています。利用者数は平成 20 年度以降増減しながら推移し、平成 25 年度は 756 人と全体的に減少傾向にあります。

単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	15	15	15	15	15	16
実利用者数（年）	790	799	808	827	781	756

③　子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業については、実施箇所数は平成 22 年度に２箇所増え、平成 25 年度現在６箇所となっています。それにともない、延べ利用者数も増加し、平成 25 年度で 226 人となっています。

単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	4	4	6	6	6	6
延べ利用者数（年）	55	137	162	324	231	226

④　地域子育て支援拠点事業（ひろば型）

つどいの広場については、実施箇所数は横ばいで推移しており、平成 25 年度で 3 箇所となっています。延べ利用者数は平成 22 年度を境に減少に転じ、平成 25 年度で 3,506 人となっています。

単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
延べ利用者数（年）	4,532	5,521	5,893	4,416	3,638	3,506

⑤　地域子育て支援拠点事業（センター型）

子育て支援センターについては、実施箇所数は横ばいで推移しており、平成 25 年度で 3 箇所となっています。延べ利用者数は平成 22 年度を境に減少に転じ、平成 25 年度で 27,331 人となっています。

単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
延べ利用者数（年）	33,764	29,194	44,090	37,724	29,411	27,331

⑥　幼稚園の預かり保育事業

幼稚園の預かり保育については、実施箇所数は横ばいで推移しており、平成 25 年度で 1 箇所となっていますが、延べ利用者数は年々増加しており、平成 25 年度で 6,094 人と平成 20 年度に比べ、2,579 人増加しています。

単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
延べ利用者数（年）	3,515	4,850	4,895	4,939	6,175	6,094

⑦　一時預かり事業

保育園の預かり保育については、実施箇所数はほぼ横ばいで推移しており、平成 24 年度以降３箇所となっています。延べ利用者数は増減しながら推移しており、平成 25 年度で 7,611 人となっています。

単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	3	4	4	4	3	3
延べ利用者数（年）	5,800	5,667	7,082	6,799	7,286	7,611

⑧　病後児保育事業

病後児保育については、０～５歳、小学校１～６年生ともに、１箇所で実施しています。延べ利用者数については、０～５歳では平成 22 年度から平成 23 年度にかけて減少していますが、その後は増加に転じています。小学校１～６年生では増減しながら推移しており、平成 25 年度は 14 人となっています。

■０～５歳　　単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
延べ利用者数（年）	－	－	569	489	501	535

■小学校１～６年生　　単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
延べ利用者数（年）	－	－	43	24	57	14

⑨　ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業については、１箇所で実施しています。登録者数は減少傾向にありますが、平成 24 年度以降増加に転じ、平成 25 年度で 330 人となっています。

■登録者数　　単位（箇所、人）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
登録者数（年）	384	379	333	318	320	330

8. 各地区における年少人口及び保育園・幼稚園等の設置状況

【高鷲地区】
年少人口　4,447 人（13.6%）
年少人口の増加率△9.0%(H20-H24)
・つどいの広場1箇所
・保育園4箇所(公立1、私立3)
・幼稚園4箇所（公立4）

【古市地区】
年少人口　2,913 人（12.9%）
年少人口の増加率△11.8%(H20-H24)
・子育て支援センター1箇所（公立）
・保育園5箇所(公立2、私立3)
・幼稚園3箇所（公立3）
・ファミリー・サポート・センター1箇所

【駒ヶ谷地区】
年少人口　438 人（11.3%）
年少人口の増加率△11.3%(H20-H24)
・つどいの広場1箇所
・保育園0箇所
・幼稚園1箇所(公立1)

【埴生地区】
年少人口　2,682 人（11.9%）
年少人口の増加率△11.2%(H20-H24)
・子育て支援センター1箇所（公立）
・つどいの広場1箇所
・保育園2箇所(公立2)
・幼稚園2箇所（公立2）

【丹比地区】
年少人口　1,332 人（14.9%）
年少人口の増加率△16.9%(H20-H24)
・保育園1箇所(私立1)
・幼稚園1箇所（公立1）

【羽曳が丘地区】
年少人口　1,876 人（16.6%）
年少人口の増加率 17.4%(H20-H24)
・子育て支援センター1箇所（私立）
・保育園1箇所（私立1）
・幼稚園2箇所（公立1、私立1）

【西浦地区】
年少人口　2,141 人（14.6%）
年少人口の増加率△12.7%(H20-H24)
・保育園1箇所(私立1)
・幼稚園2箇所（公立2）

９. ニーズ調査結果にみる羽曳野市の状況

（１）子どもをもう１人生み育てるために必要なこと

現在の家庭・教育環境において、子どもをもう１人生み育てたいと思うかどうかでは、就学前児童では「生み育てたいと思う」が４割以上、小学生児童では「生み育てたいとは思わない」が６割程度と高くなっています。

もう１人以上の子どもを生み育てたいと思うために必要な環境では、就学前児童、小学生児童ともに「経済的な環境が整えば生み育てたい」が５割を超えています。また、就学前児童では「保育所など子どもを預かってくれる環境が整えば生み育てたい」、「家庭環境（家族の理解等）が整えば生み育てたい」など、経済的要因に加え、保育サービスの充実や家庭の子育て力を高めていくことが求められています。

◆子どもをもう１人生み育てたいかどうか

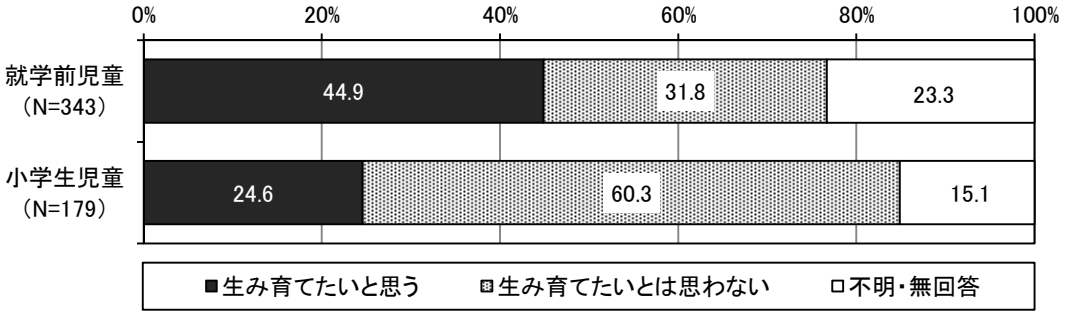

◆そのために必要な環境

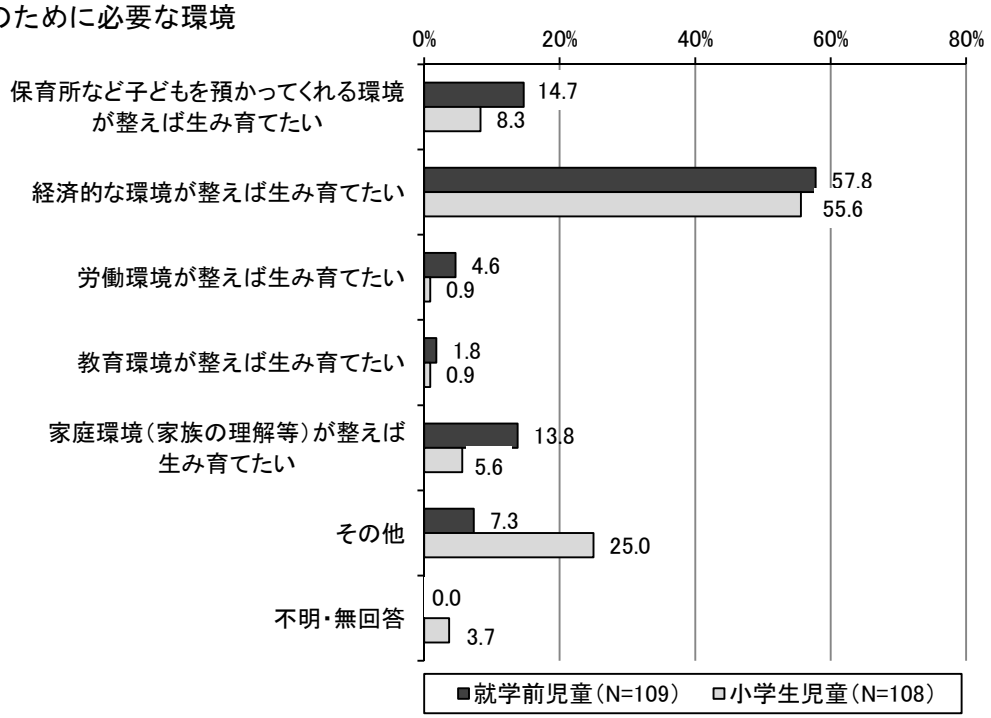

（２）今後求められる教育・保育サービス

現在の利用の有無にかかわらず、平日に定期的に利用したいと考える施設やサービスでは、「幼稚園」、「認可保育所」、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が主に求められています。

そのほか、「一時預かり事業」や「病児・病後児保育事業」の需要も高くなっており、今後も利用の増加が予測されます。

一方、認定こども園についても１割程度の希望がみられます。

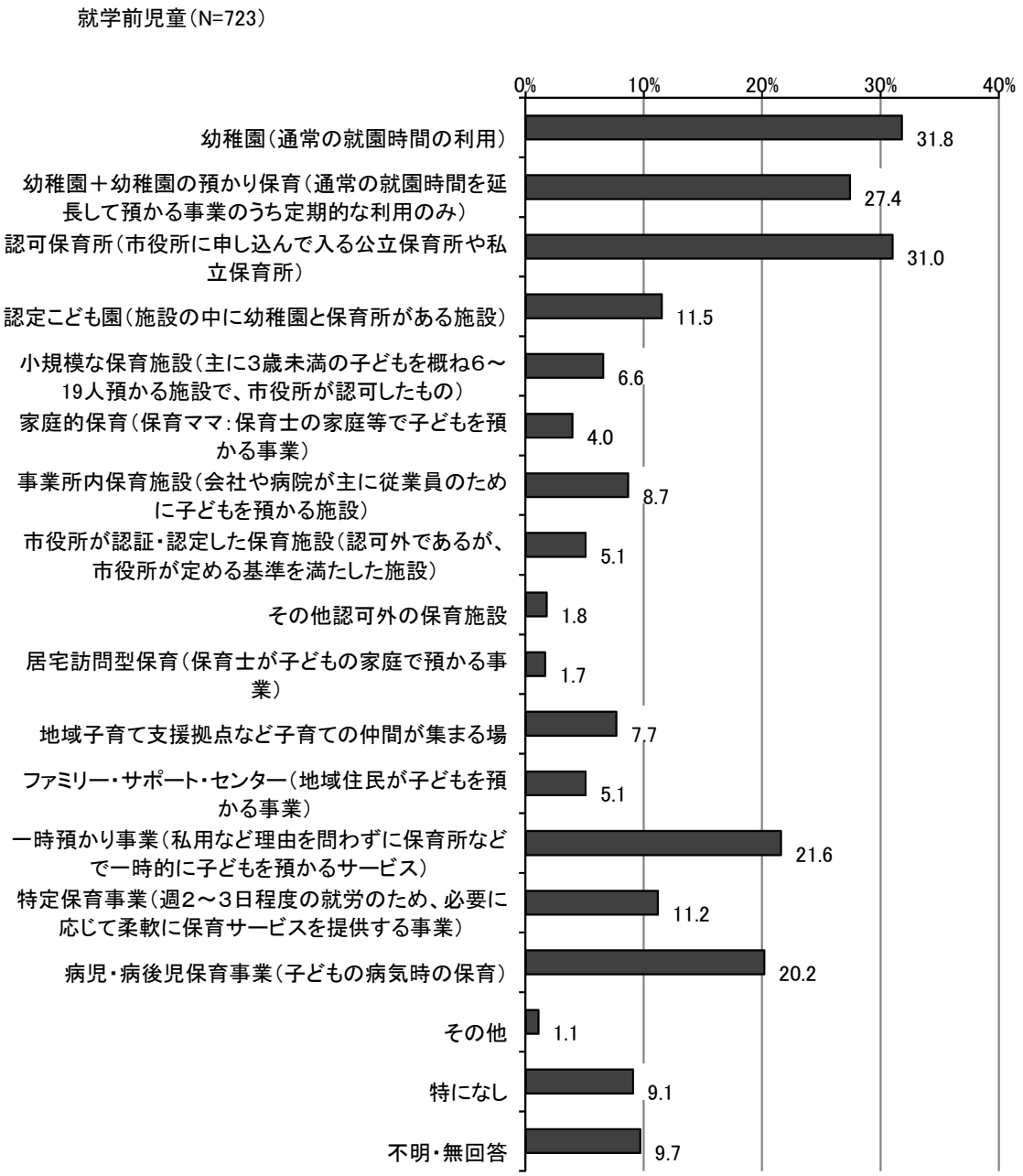

（３）放課後の過ごし方（就学前児童）

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所では、低学年、高学年時において割合は異なるものの、ほぼ同じ傾向がうかがえます。

また、「放課後児童クラブ（学童保育）」では、高学年時までの利用希望もみられますが、低学年時までの利用希望のほうが高くなっています。

◆小学校低学年時における放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

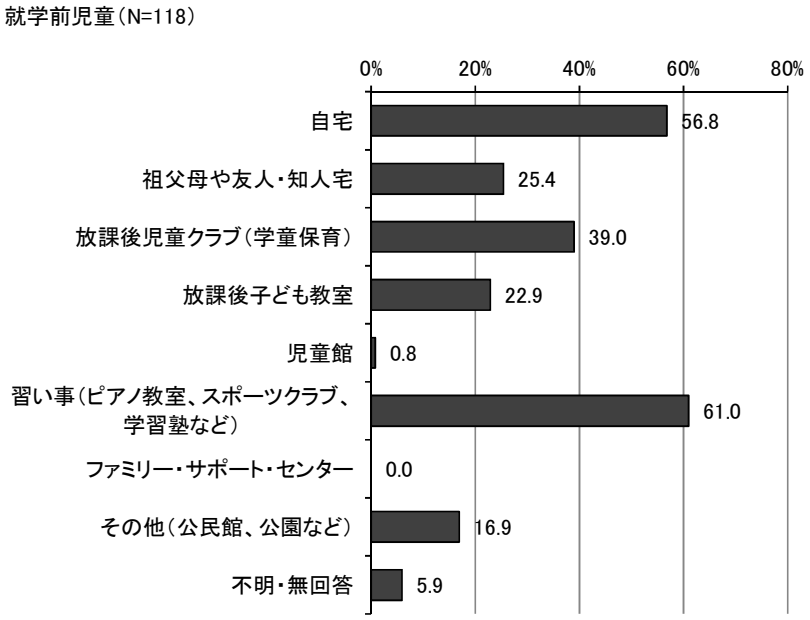

◆小学校高学年時における放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

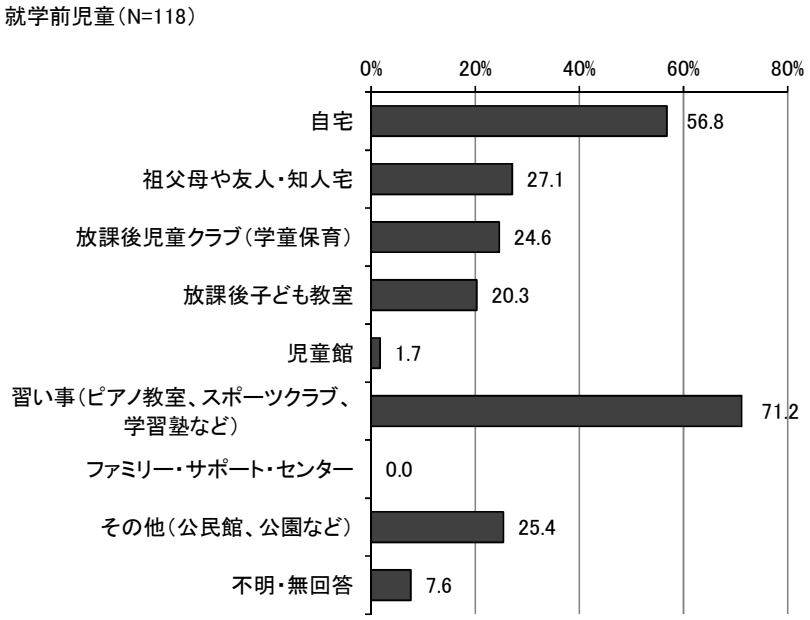

（４）「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の現実と希望

「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度の現実と希望については、現実では就学前児童、小学生児童ともに「家事（育児）時間を優先」が最も高く、次いで「仕事時間を優先」となっていますが、希望では就学前児童、小学生児童ともに「家事（育児）時間を優先」が最も高く、次いで「プライベート時間を優先」となっており、現実と希望での相違がうかがえます。

仕事と家事や育児、プライベートの時間などの仕事と生活の調和がとれるよう、啓発や実践を行っていくことが今後も求められています。

〈現実〉

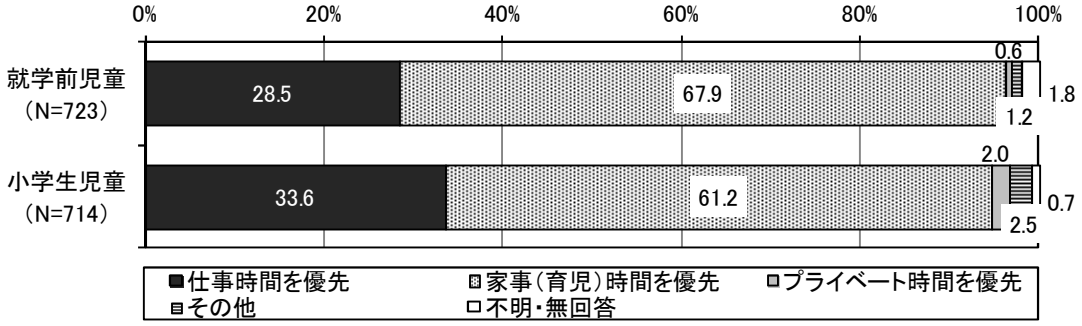

〈希望〉

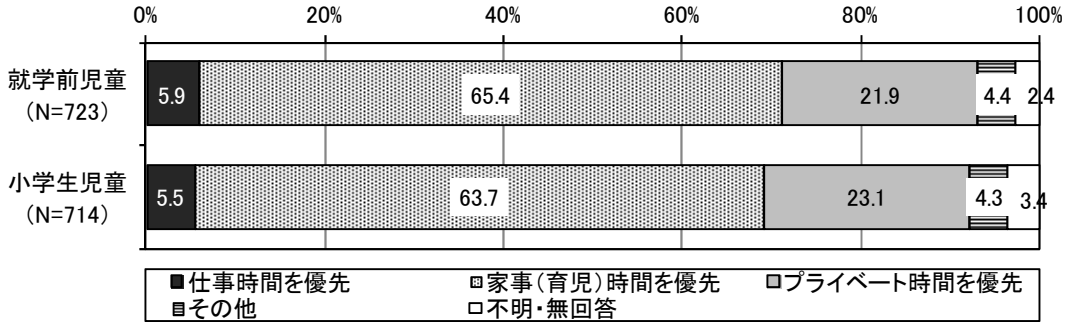

（５）仕事と子育てを両立させる上での課題

仕事と子育てを両立させる上での課題と思うことでは、就学前児童、小学生児童ともに「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」、「子どもと接する時間が少ないこと」、「残業や出張が入ること」の順に高くなっています。家族・地域・行政などが連携しながら、子どもの病気時への対応をはじめ、残業や出張などの急な事態にも面倒をみることができる環境づくりが求められています。

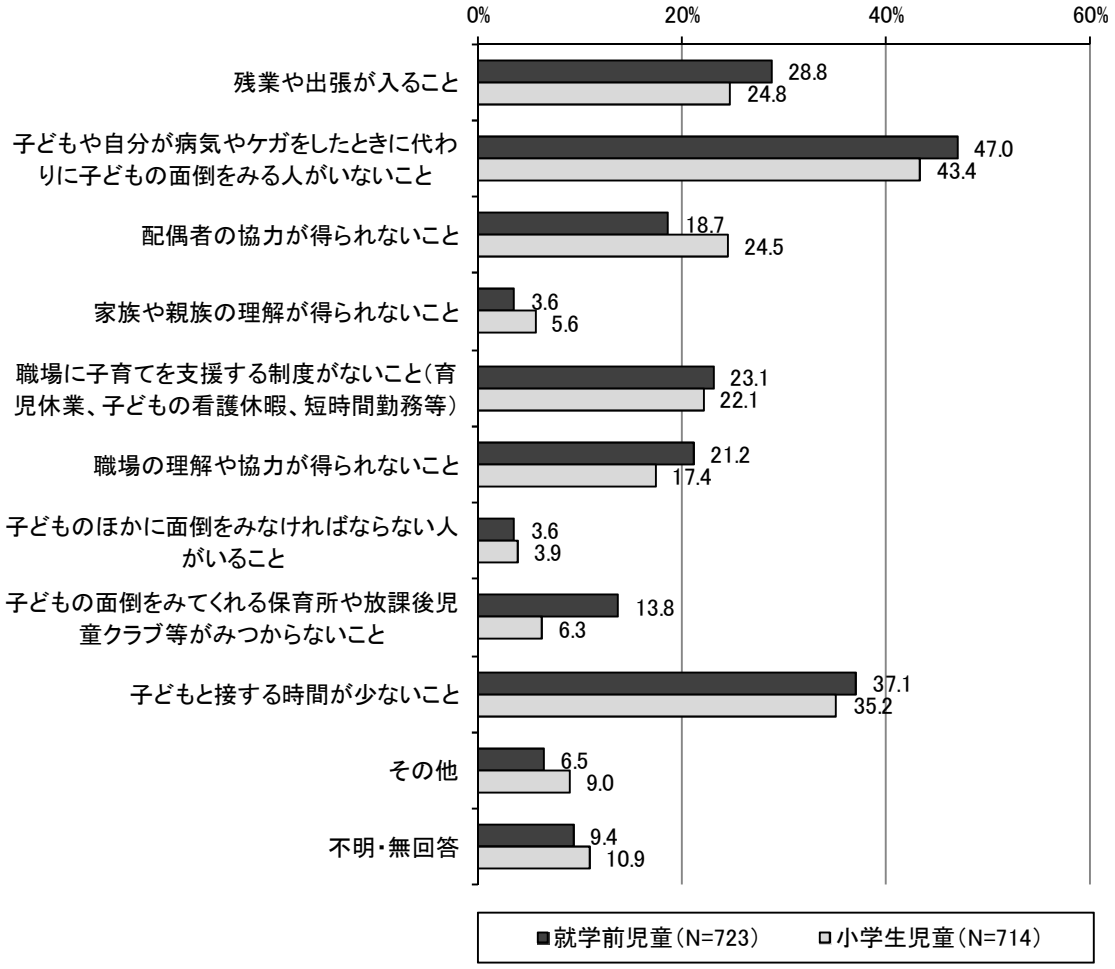

（６）子育ての楽しさやつらさ

子育てを楽しいと感じるか、つらいと感じるかでは、就学前児童、小学生児童ともに半数以上が「楽しいと感じることの方が多い」と感じています。

また、子育てを楽しいと感じる人のほうが、つらいと感じる人に比べ、近所づきあいなど地域のつながりがみられ、地域のつながりづくりや身近な地域での子育て支援が必要となっています。

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策では、就学前児童は「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」が最も高く、次いで「保育サービスの充実」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」となっています。

小学生児童では、「子どもの教育環境」が最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」となっています。子育てしやすいまちづくりに向け、育児相談や保育サービスなどの充実をはじめ、仕事と家庭生活の両立やまちの環境面の充実が求められています。

◆子育てを楽しいと感じるか、つらいと感じるか

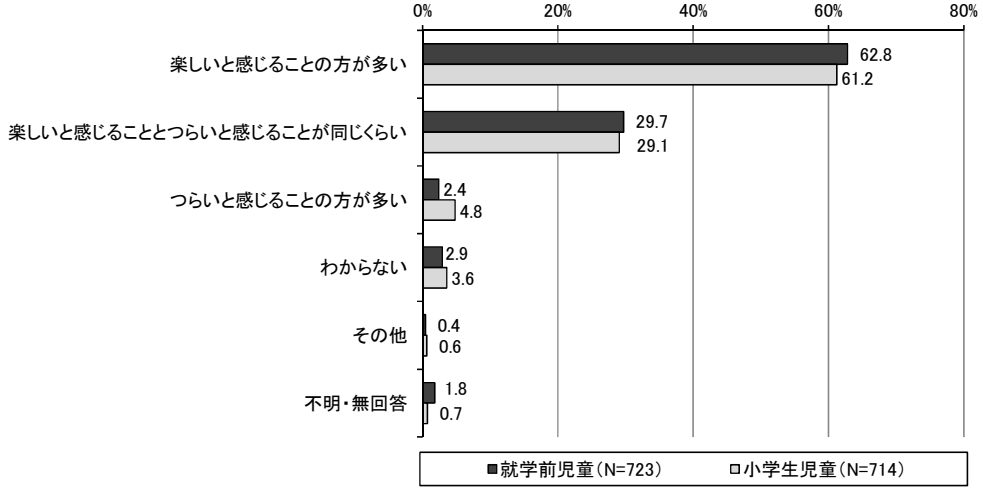

◆子育ての感じ方別にみた近所で日常的に話をする人の有無

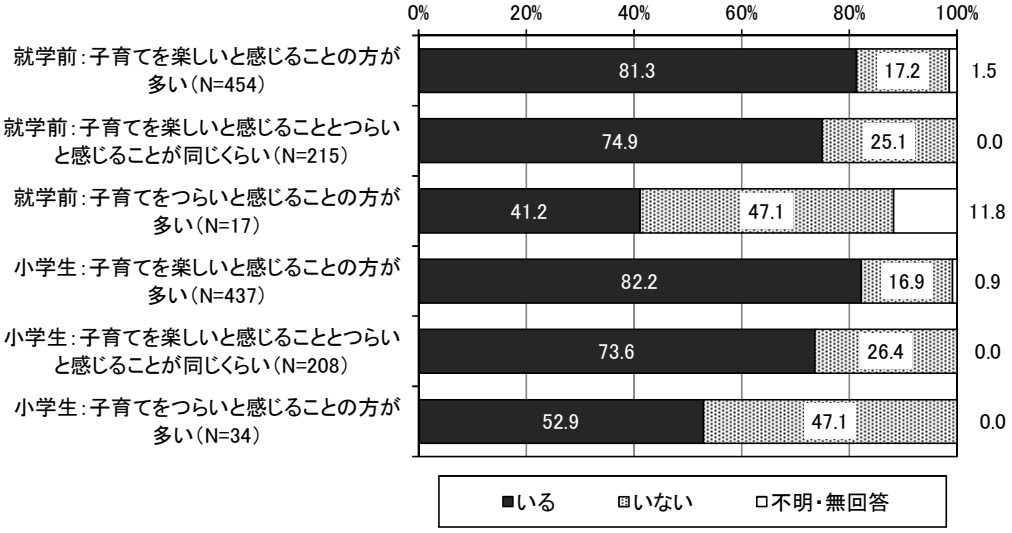

◆子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策

就学前児童（N=232）

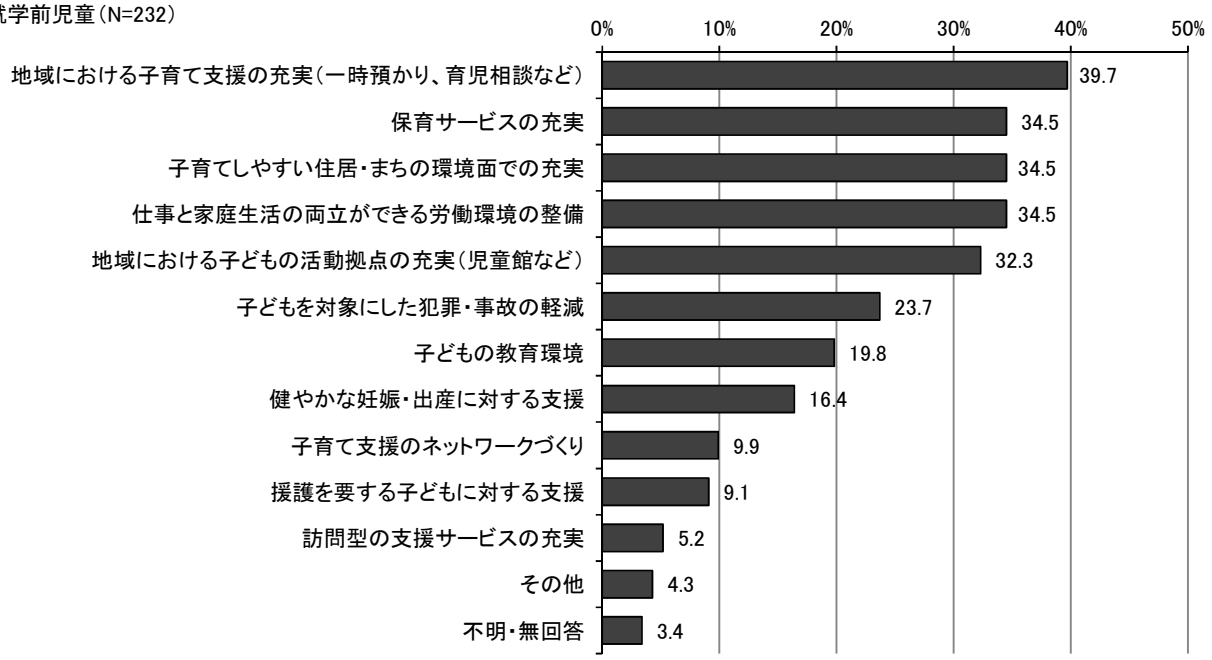

小学生児童（N=242）

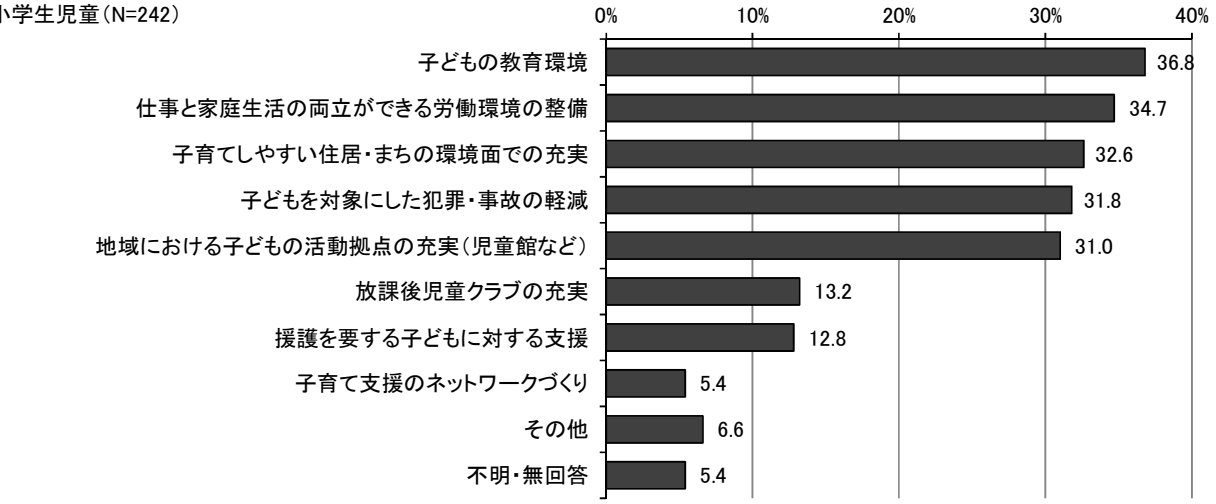

（７）子育てに関しての悩みや気になること

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることについて、子どもに関することでは、就学前児童、小学生児童ともに「子どものしつけ・教育に関すること」が最も高く、次いで、就学前児童では「食事や栄養に関すること」、小学生児童では「子どもの友だちづきあいに関すること」となっています。

ご自身に関することでは、就学前児童、小学生児童ともに「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てにかかる出費がかさむこと」が上位２件を占めており、仕事と生活の調和に関する悩みや経済的な悩みが主に多くなっています。

また、子どもの身の回りの世話をする人・子育てについての感じ方についてみると、全体的に「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」「子育てにかかる出費がかさむこと」が主な悩みとなっていますが、子育てをつらいと感じる人のほうが「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が高い傾向にあります。こうした保護者への支援に向け、父親の育児参加をはじめ、身近な地域での子育て支援、一時預かりの充実などが、今後も必要となっています。

◆子どもに関すること

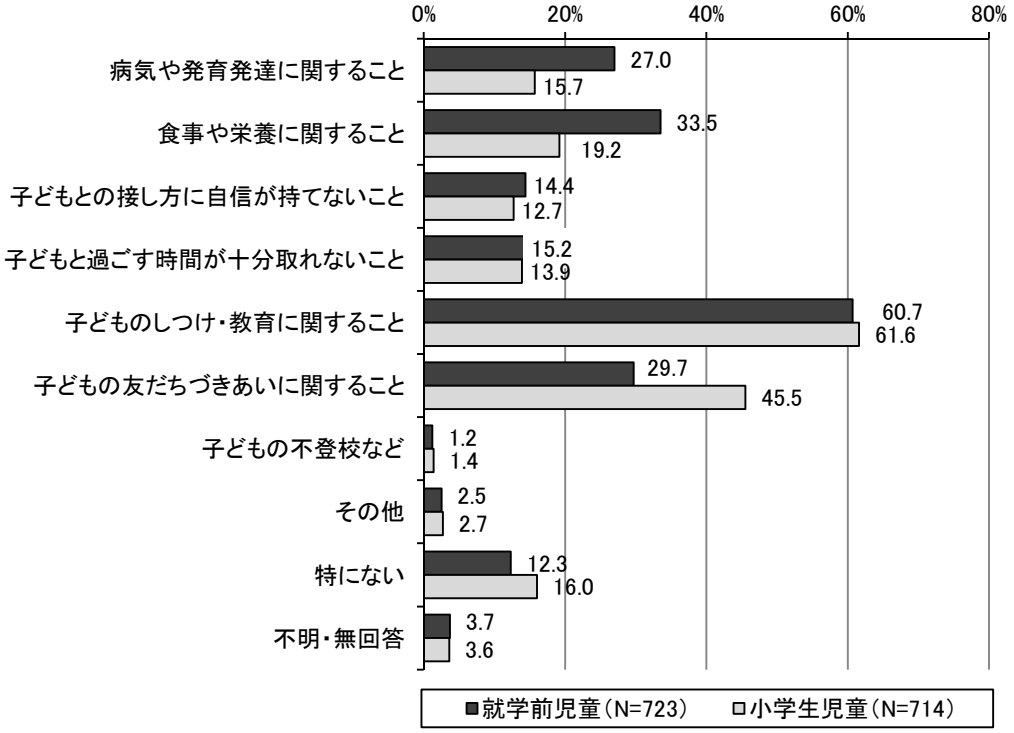

◆ご自身に関する悩み

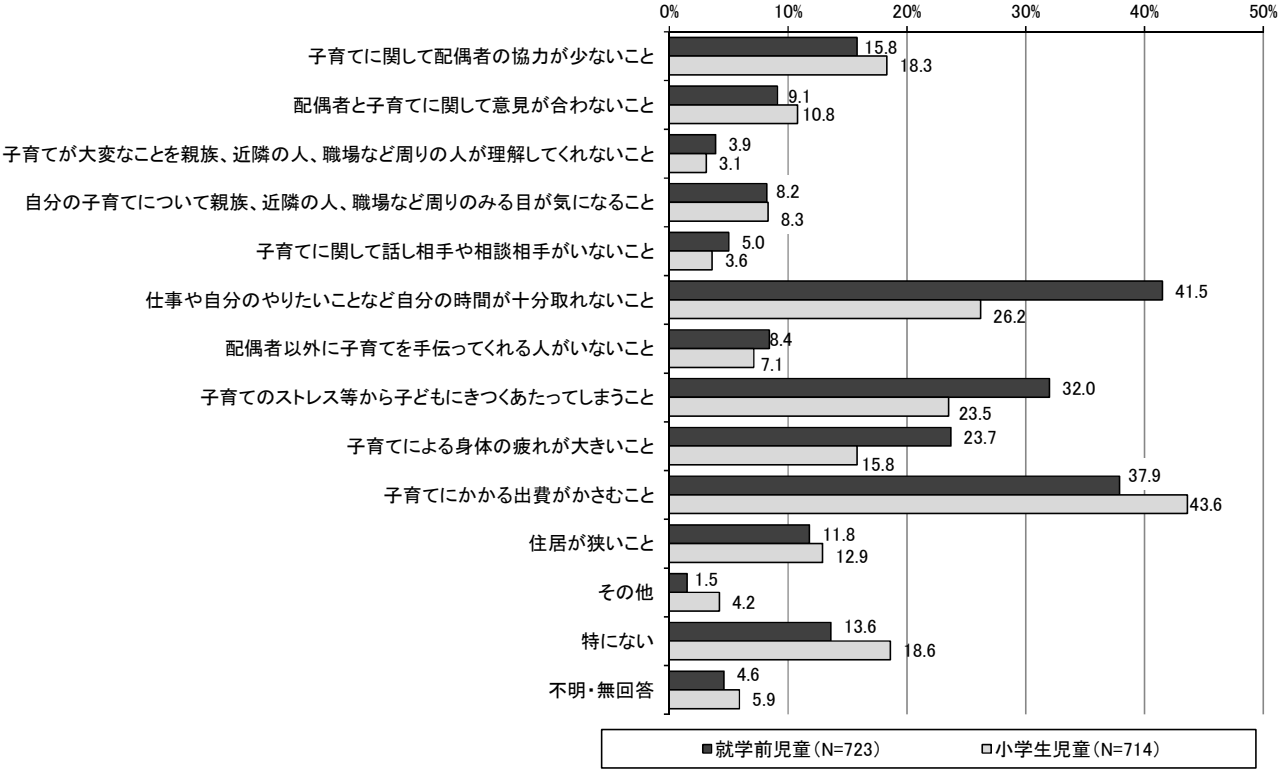

◆子どもの身の回りの世話をする人・子育てについての感じ方にみるご自身に関する悩み（%）

【就学前児童】 【小学生児童】 子どもの身の回りの世話をする人・子育てについての感じ方別にみた子育てについて悩んでいること（保護者に関すること）		子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	子育てが大変なことを親族、近隣の人、職場など周りの人が理解してくれないこと	自分の子育てについて親族、近隣の人、職場など周りのみる目が気になること	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居が狭いこと	その他	特にない	不明・無回答
就学前	子どもの身の回りの世話を父母ともに（N=248）	6.0	4.0	4.0	6.5	4.4	38.7	11.7	31.0	21.4	35.1	12.1	0.8	15.3	5.6
	子どもの身の回りの世話を主に母親（N=457）	21.4	12.3	3.9	9.0	5.5	42.5	6.8	32.8	24.7	39.6	11.4	2.0	12.0	4.2
	子育てを楽しいと感じることの方が多い（N=454）	12.3	6.8	1.5	4.2	3.5	36.1	3.5	22.0	16.5	35.7	11.2	0.9	18.9	5.5
	子育てを楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい（N=215）	23.3	12.6	7.0	13.5	6.5	51.2	14.9	49.3	35.8	40.0	11.2	2.3	4.7	2.3
	子育てをつらいと感じることの方が多い（N=17）	11.8	35.3	11.8	29.4	29.4	70.6	35.3	76.5	52.9	70.6	11.8	－	－	－
小学生	子どもの身の回りの世話を父母ともに（N=335）	6.3	6.9	2.4	7.2	2.7	25.1	5.1	22.1	12.8	39.1	9.9	4.2	24.8	7.5
	子どもの身の回りの世話を主に母親（N=361）	29.1	14.1	3.9	9.1	4.2	26.9	9.1	25.8	19.1	48.5	15.8	4.2	12.5	4.7
	子育てを楽しいと感じることの方が多い（N=437）	14.0	6.9	0.7	3.7	1.4	18.5	4.8	12.1	8.7	38.9	10.8	2.7	26.1	5.5
	子育てを楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい（N=208）	23.1	14.4	5.8	14.4	5.3	35.6	11.5	37.0	26.0	53.8	15.9	3.4	7.7	6.7
	子育てをつらいと感じることの方が多い（N=34）	41.2	23.5	17.6	26.5	17.6	61.8	14.7	76.5	50.0	44.1	26.5	8.8	－	－

（８）外出時に困ること・困ったこと

外出時に困ること・困ったことでは、「買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が最も高くなっています。次いで「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」となっており、子どもの育ちの視点に立ったまちづくりや、子育てに配慮されたまちづくりが今後も求められています。

年齢別にみると、０歳では「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」、５歳では「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」といった子どもの年齢に応じた傾向もみられるため、子どもの成長に合わせてニーズが異なることも加味しながら、今後の施策を展開することが必要となっています。

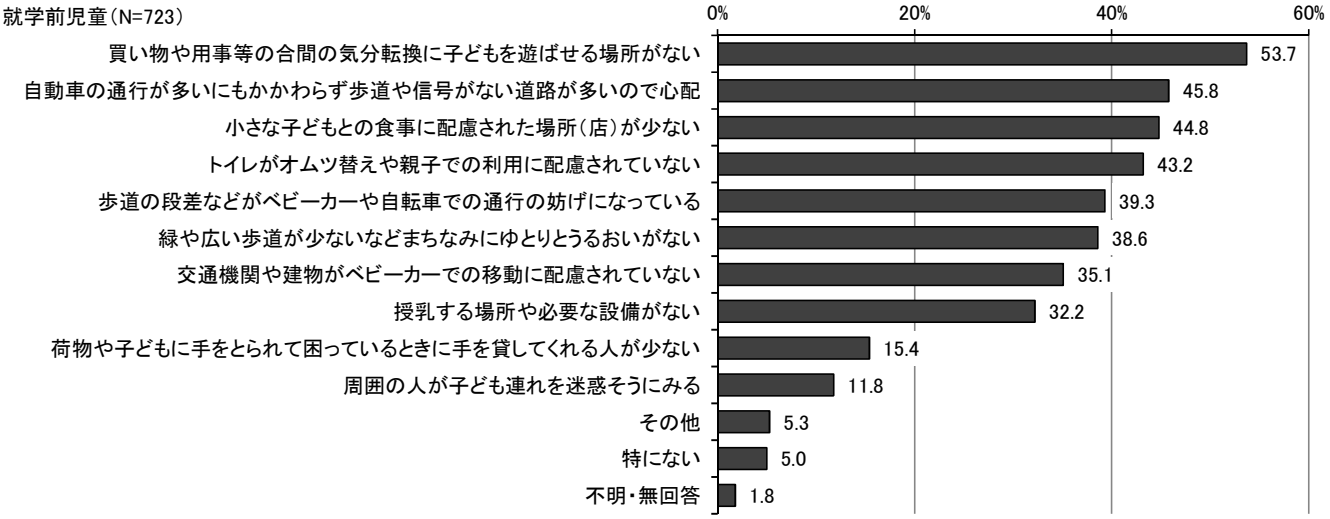

◆年齢別にみる外出時に困ること・困ったこと（%）

【就学前児童】子どもの年齢別にみた外出の際に困ること	自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配	歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている	交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない	トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない	授乳する場所や必要な設備がない	小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない	買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない	緑や広い歩道が少ないなどまちなみにゆとりとうるおいがない	周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみる	荷物や子どもに手をとられて困っているときに手を貸してくれる人が少ない	その他	特にない	不明・無回答
0歳（N=125）	39.2	54.4	50.4	59.2	52.0	63.2	52.0	44.8	5.6	16.0	4.0	3.2	－
1歳（N=117）	36.8	32.5	33.3	42.7	29.1	51.3	60.7	35.9	14.5	16.2	2.6	6.8	2.6
2歳（N=117）	53.8	35.0	44.4	51.3	36.8	50.4	54.7	39.3	14.5	15.4	9.4	4.3	0.9
3歳（N=121）	44.6	43.0	29.8	40.5	21.5	35.5	51.2	36.4	14.9	18.2	5.8	3.3	4.1
4歳（N=111）	47.7	29.7	28.8	33.3	27.9	36.0	55.9	37.8	8.1	18.0	4.5	5.4	1.8
5歳（N=118）	52.5	38.1	22.0	29.7	25.4	31.4	47.5	36.4	12.7	10.2	5.9	6.8	1.7

（９）子どもの遊び場に関する満足度と遊び場について感じること

子どもの遊び場に関する満足度では、就学前児童、小学生児童ともに「満足していない」が最も高くなっています。

子どもの遊び場について感じることでは、就学前児童、小学生児童ともに「雨の日に遊べる場がない」が最も高く、次いで就学前児童では「遊具などの種類が充実していない」、小学生児童では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」となっており、こうした点を解消しながら、遊び場の満足度を高めていくことが今後も求められています。

◆子どもの遊び場に関しての満足度

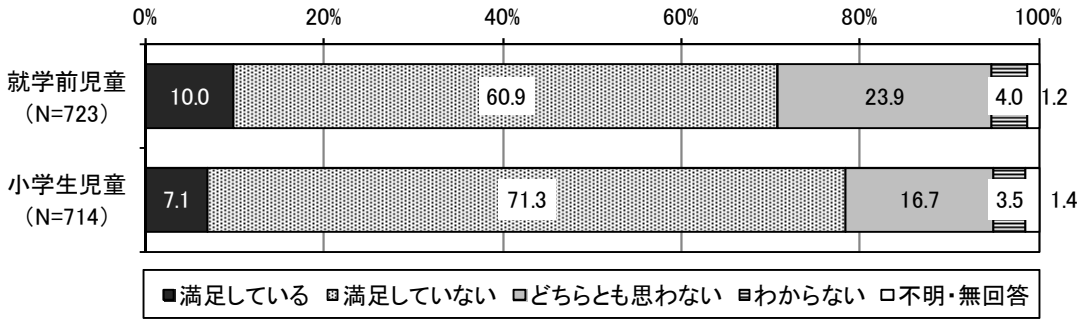

◆子どもの遊び場について感じること

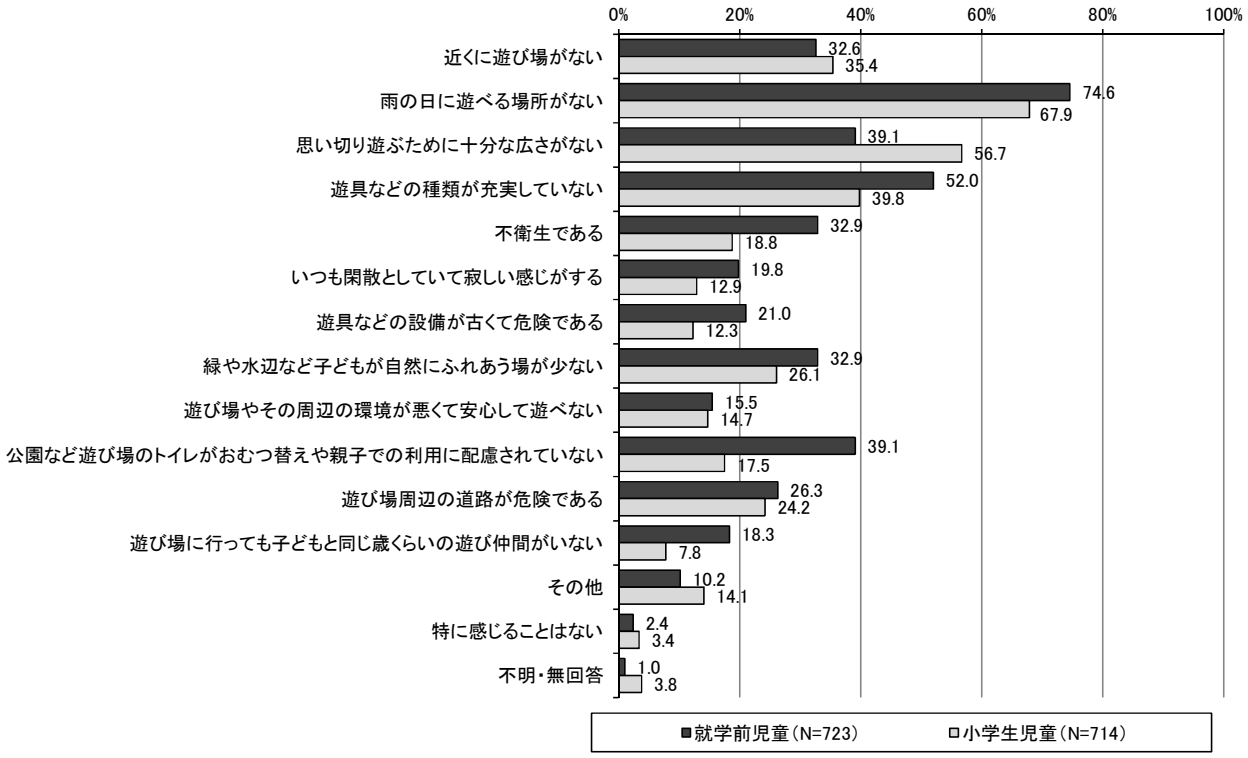

（10）子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかどうかでは、小学生児童で「感じる」が最も高く、子どもに対する事故や犯罪が増加していると感じる人が多くなっており、子どもに対する事故や犯罪への不安の解消に向けて、今後も取り組みが求められます。

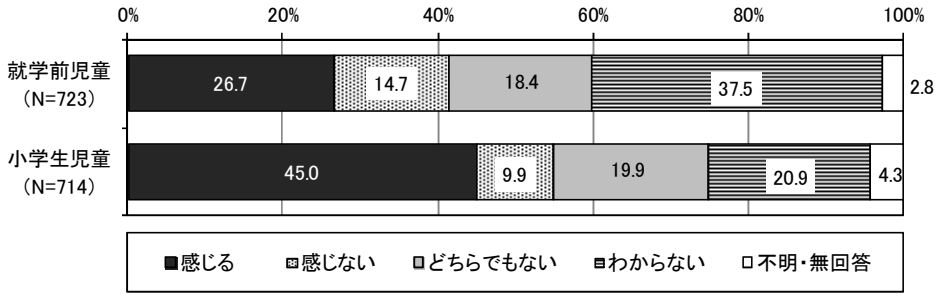

（11）子どもの携帯電話の所持状況と約束の遵守状況

子どもの携帯電話の所持状況では、年齢が上がるほど「持っている」割合が高く、６年生で４割となっています。約束の遵守状況では、守れている人が９割以上と大部分を占めています。携帯電話やインターネットなどを通じて子どもが犯罪などに巻き込まれるケースが増えているなか、今後も家庭での携帯電話に対する使用の約束を定め、守っていけるよう、家庭・学校・行政・地域が連携しながら取り組みを進めていくことが求められます。

◆子どもの携帯電話の所持状況

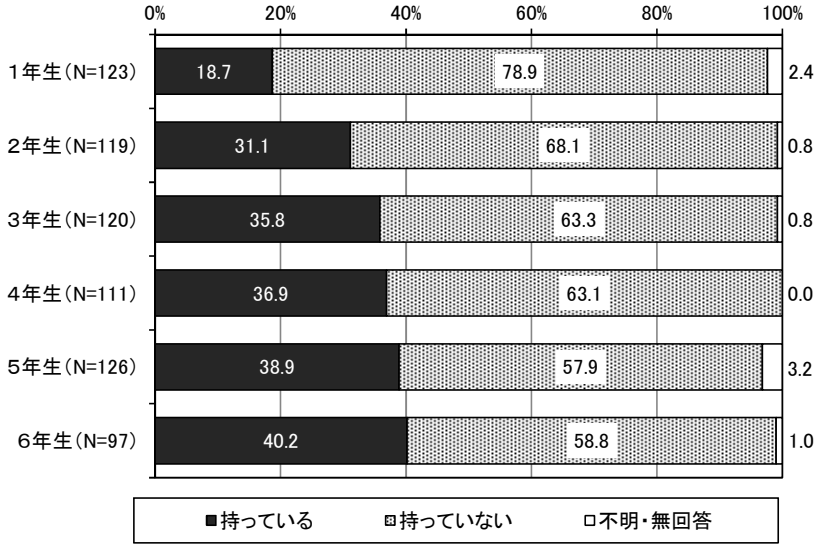

◆子どもの携帯電話の使用に対する約束の遵守状況

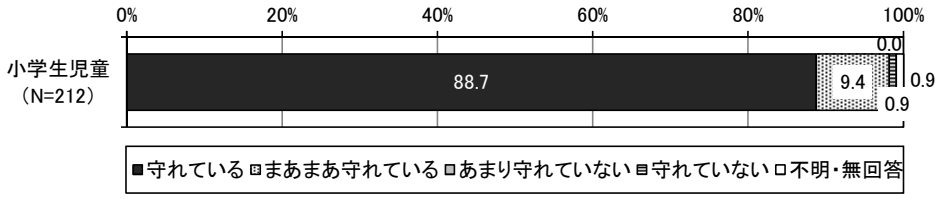

10. こども夢プラン（後期計画）の進捗状況

（１） 特定 12 事業における整備の状況

特定 12 事業の整備状況では、全体的に目標通りの整備となっています。特に放課後児童健全育成事業、ショートステイ事業は、目標の整備箇所数を上回る整備数となっています。

一方、通常保育においては、０～２歳児の人数は予測を上回っており、今後も需要が高まるとともに、その対応策が求められています。

項　目	平成 26 年度目標	平成 25 年度実績
通常保育事業 上段：０～２歳児（実人数） 中段：３～５歳児（実人数） 下段：０～５歳児（実人数）	708 人	727 人
	1,277 人	1,166 人
	1,985 人	1,893 人
延長保育事業	14 箇所	14 箇所
特定保育事業	1 箇所	1 箇所
病児・病後児保育事業	1箇所	1 箇所
放課後児童健全育成事業	15 箇所	16 箇所
地域子育て支援拠点事業 上段：センター型 中段：ひろば型 下段：総数	3 箇所	3 箇所
	3 箇所	3 箇所
	6 箇所	6 箇所
一時預かり事業	3 箇所	3 箇所
ショートステイ事業	5 箇所	6 箇所
ファミリー・サポート・センター事業	1 箇所	1 箇所

（２）重点プロジェクトの進捗

①　家庭や地域の子育て支援の充実

プロジェクト①「家庭や地域の子育て支援の充実」においては、全体的に事業の進捗がみられます。成果指標の子どもとの接し方に自信がもてない、子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうといった子育ての悩みに関する項目では、平成 20 年度の結果に比べ、平成 25 年度で割合が低下しています。また、子育て情報の受発信事業が新たに行われており、こうした取り組みを通じて、子育てサービスの情報を入手しやすいと感じる人の割合が上昇しています。

◆成果指標

指標項目		平成 20 年度	平成 25 年度
子育てを楽しいと感じる人の割合	就学前	62.6%	62.8%
	小学生	59.0%	61.2%
子どもとの接し方に自信がもてない人の割合	就学前	34.2%	14.4%
	小学生	27.2%	12.7%
子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまう人の割合	就学前	60.5%	32.0%
	小学生	45.9%	23.5%
子育てサークルへの参加者の割合	就学前	13.3%	13.1%
子育て支援サービスの情報を入手しやすいと感じる人の割合	就学前	13.3%	15.9%

［重点事業］

事業名	内容・実績			
	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市立子育て支援センターふるいち移転事業（仮称）	工程	施設新築工事	運営開始	－
保育所施設更新事業	実施施設数	3 箇所	6 箇所	3 箇所
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	訪問件数	743 件	730 件	740 件
養育支援訪問事業	利用者数 訪問延べ回数	7 人 74 回	8 人 226 回	8 人 200 回
要保護児童対策地域協議会事業	各会議回数	28 回	26 回	26 回
子育て情報の受発信事業	アドレス登録者件数 ウェブアクセス件数	－	124 件 7,215 件	400 件 24,930 件

②　健やかな子どもの育ちを支える環境づくり

プロジェクト②「健やかな子どもの育ちを支える環境づくり」においても、全体的に進捗がみられ、こちらも平成 20 年度と平成 25 年度を比較すると、病気や発育発達に関する悩みを感じる人の割合は低下しています。

また、事故や犯罪への不安についても割合が低下していますが、いまなお３割から５割の人が子どもが巻き込まれる事故や犯罪の増加を感じていることから、今後も事故や犯罪への不安の解消に向けて取り組みを進める必要があります。

◆成果指標

指標項目		平成 20 年度	平成 25 年度
子育てが地域の人（社会）に支えられていると感じる人の割合	就学前	52.8%	72.6%
病気や発育発達に関する悩みがある人の割合	就学前	28.2%	27.0%
	小学生	21.2%	15.7%
子どもが巻き込まれる事故や犯罪の増加を感じる人の割合	就学前	34.5%	26.7%
	小学生	50.1%	45.0%

［重点事業］

事業名	内容・実績			
	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小中学校耐震診断実施事業	耐震化率	74.5%	79.0%	82.9%
登下校時の安全確保推進事業	実施の有無	実施	実施	実施
感染症対策事業	計画策定	－	－	策定
思春期保健事業	受講者数	1,101 人	1,157 人	1,200 人

③　子どもの居場所づくり

プロジェクト③「子どもの居場所づくり」においては、子どもにとって自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合が上昇しています。

一方、遊び場に満足している人の割合は低下しており、今後も遊び場の充実が求められています。

放課後子ども教室事業は、教室延べ開催日数が年々増加しており、整備が進んできています。

◆成果指標

指標項目		平成 20 年度	平成 25 年度
遊び場に満足している人の割合	就学前	12.1%	10.0%
	小学生	8.5%	7.1%
子どもにとって自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	小学生	18.2%	19.2%

［重点事業］

事業名	内容・実績			
	単位	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
子どもの遊び場安全点検事業	破損箇所、危険箇所の点検	実施	実施	実施
放課後児童健全育成事業	入会児童数	756 人	709 人	666 人
放課後子ども教室事業	教室延べ開催日数	270 日	285 日	288 日

11. 課題のまとめ

（１）子どもの育ちや子育て家庭を支える総合的な施策の充実

自然減及び社会減にともない人口減少が進むなか、子どもの人数も減少してきており、この状況は、今後も継続することが予測されます。

こうしたなか、少子化に歯止めをかけていくためには、子どもや子育て家庭にとって住みやすいまちづくりを行っていくことがより一層重要になっています。

妊産婦や乳幼児への保健対策は、妊娠成立時からはじまる医療機関での妊婦健康診査や、妊娠届出の機会、マタニティスクール、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種等、その過程を通してさまざまに実施してきました。母子保健に関する情報の利活用を含めた母子保健事業間の有機的な連携体制や、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目のない支援が提供できる母子保健対策の強化が求められています。

ニーズ調査結果の「子どもをもう１人生み育てるために必要なこと」では、就学前児童で４割強、小学生児童で２割強が「生み育てたい」と回答しており、そのために、経済的な環境、保育園などの子どもを預かってくれる環境、家庭環境（家族の理解等）などの整備が求められています。

子どもを生み育てたいと思える環境の整備に向け、これまで進めてきた施策を継続し、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支える総合的な取り組みが必要となっています。

（２）幼稚園・保育園の入園に関する需給バランスの調整

幼稚園及び保育園の利用状況では、幼稚園の利用者は減少する一方、保育園は定員を超える利用となっています。女性の就業率も上昇しており、今後も保育ニーズは増大することが予測されますが、こうしたなか、幼保連携をはじめ、民間幼稚園における一時預かり事業の充実などにより、幼保の需給バランスを調整していく必要があります。

（３）子ども・子育て支援事業の充実

「はびきのこども夢プラン後期計画」の進捗をみると、目標に対して子育て支援サービスの整備が概ね予定通りに進んでおり、サービス基盤が確保されてきています。

一方、サービス利用の状況では、一時預かり事業、さらには病後児保育などの利用は増えており、今後も需要が見込まれます。

家族の小規模化や女性の就業率が上昇しているなか、こうした子ども・子育て支援事業のニーズに対応していくため、今後もサービスの充実を図っていく必要があります。

（４）仕事と子育ての両立支援

ニーズ調査結果の「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の現実と希望を比べると、希望では、仕事よりも家事（育児）時間やプライベート時間が優先されています。

また、仕事と子育てを両立する上では「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみる人がいないこと」、「子どもと接する時間が少ないことなど」が課題としてあげられています。仕事と子育ての両立に向けて、今後も家庭における育児の協力をはじめ、行政、企業など、それぞれが役割をもち、協働のもとで子育て家庭を支援していく必要があります。

（５）子育てのつらさの軽減・解消

ニーズ調査結果において、子育てを少なからずつらいと感じている人は、就学前児童、小学生児童ともに３割程度みられ、また就学前児童、小学生児童それぞれの年代に応じた悩みがみられます。子育てを楽しいものに変えていくことは理想となりますが、子育てがつらくてもそれを軽減・解消できるよう、支援体制や環境づくりが必要となっています。

また、近所づきあいのある人ほど、子育てを楽しいと感じている人の割合が高くなっており、地域とのつながりづくりや地域の人の支援は今後も重要となっています。

親が感じる子育ての困難には、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、疾患などによるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身状態の不調によるもの、家庭や地域など親子を取り巻く環境との関係で生じるもの、あるいは支援の不足によるものなど多面的な要素を含んでいます。子育てを支援する人は、その問題点の所在を見極めて支援に携わる必要があり、親が発する子育てのやりにくさのサインに気づき、親子関係の多様性を包容する姿勢が求められます。

また、子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策では、保育サービスや子育て支援施策に加え、子育てしやすい住居・まちの環境整備や子どもの活動拠点の充実、子どもの教育環境の充実なども求められています。

（６）子どもの育ちを支える遊び場の充実

ニーズ調査結果の子どもの遊び場に対する満足度は、６～７割の人が満足していない状況となっています。遊び場については、「雨の日に遊べる場所がない」、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」などの回答が多くなっており、今後もこれらの解消に向けた遊び場の整備が求められています。

（７）子どもを犯罪などから守るための取り組みの充実

ニーズ調査結果をみると、小学生児童を中心に子どもの事故や犯罪が増加していると感じる人が多くなっており、また子どもの事故や犯罪も保護者の悩みとなっています。

特に、年代が上がるにつれ、子どもの携帯電話の所持率が高くなっていることから、今後は子どもが携帯電話やインターネットなどを通じた犯罪に巻き込まれないように、防止に取り組んでいくことも必要となっています。

現在、携帯電話所持者のうち９割近くが、親と定めた使用についての約束を守ることができていますが、今後も携帯電話の所持率が上がることも予測されるため、情報モラル教育の推進などに加え、家庭・学校・地域を巻き込み、携帯電話などの使用ルールを定め、それを遵守していくことができるよう、取り組んでいく必要があります。

第3章　計画の基本的な方向

1. 計画の基本理念

この計画を進めるにあたっては、次の基本理念に基づき取り組んでいきます。

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう

～ 子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむ街、はびきの～

地域の未来を担うのは、今、生まれ、育ちつつある子どもたちです。その子どもたちが今を心豊かにいきいきと生活できると同時に、自らの将来や地域の未来に向けて、夢をはぐくむために社会全体で支援していくことがこれからも必要です。

これからの羽曳野市は、人口の減少にあわせ、子どもの出生も減少していくことが予測されます。また、ニーズ調査結果において、子育ての不安や負担の軽減や子育てと仕事の両立支援をはじめ、まちづくりの観点からも子育てがしやすい安全・安心のまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした山積された課題を解決しながら、より子育てがしやすいまちづくりを進め、子どもが不利益をこうむることなく、このまちですくすくと育ち、未来への夢をはぐくむことができるよう、地域のおとなが参加しながら、子どもの成長を支えていくことが今後も必要です。

本計画では、これまで進めてきた計画での理念や方針を踏まえながら、家庭や学校、地域などが子どもの育ちを支え、その育ちを通じて、おとなもいっしょに成長するとともに、地域においても子育て家庭や子どもの育ちを寛容に見守り、子どもの笑顔が絶えないまちをめざし、上記理念を掲げ、今後の施策を展開していきます。

２. 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、子どもの成長期に合わせ、ライフステージに応じた途切れることのない支援に努めます。また、子どもの成長に加えて、働く世帯やひとり親世帯など多様な世帯に関して、また子ども・子育て支援事業計画を踏まえた教育・保育サービスの量の見込みと確保方策等を設定し、今後５年間における子ども・子育て支援に関する総合的な施策の展開を、以下の８つの基本目標に沿って図ります。

（１）産まれくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり

子どもを安心して、出産し、育てていくことができるよう、周産期における相談・支援体制の充実をはじめ、母子保健事業を通じた子どもと母親の健康づくり、小児医療の充実に努めます。また、家庭での子育て力を高めるため、保健事業などを通じて、父親の育児などへの参加促進を図ります。

（２）楽しいことがいっぱいの幼児期をすごすことができる環境づくり

幼児期における子育ての不安や負担、つらさなどを軽減・解消することにつなげられるよう、地域の資源を活用した子育て支援をはじめ、地域子育て支援拠点事業などを活用した交流機会、育児相談の充実などに努めます。また、子ども・子育て支援事業計画に基づく、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

（３）のびのび育ち、楽しく学べる学童期をすごすことができる環境づくり

学童期の子どもたちがのびのびと楽しく学ぶことができるよう、きめ細かな学習支援や、楽しく、わかりやすい授業の取り組み、地域教育活動の展開など、多様な学校教育の確立に今後も継続して努めます。また、PTA 活動や教職員研修などを通じて学校教育の質の向上を図るとともに、留守家庭児童会の充実や放課後子ども総合プランの実施により、放課後児童の居場所づくりに努めます。

（４）希望に満ちた思春期をすごすことができる環境づくり

思春期の子どもの心身の健康の保持・増進をはじめ、学びの喜びや希望、豊かな人間関係をはぐくむため、知育・徳育・体育に基づく、多様な学びの場を提供するとともに、子どもが主体となるまちづくりを支援します。

（５）未来に向けての青年期をすごすことができる環境づくり

子どもたちの将来がより一層輝けるものになるよう、有害情報や非行問題、こころの問題などへの対応に努めます。また、青年期の自己実現や自立、さらには貧困対策につながるよう、就労支援や青年が主人公となれる地域づくりの支援に努めます。

（６）子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備・充実させ、教育・保育等のニーズに対応を図り、子どもが不利益をこうむることなく、成長できる環境づくりを進めます。

（７）さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり

さまざまな家庭が安心して子育てをすることができる環境づくりに向けて、育児・介護休業制度をはじめ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及に向けた周知啓発を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭、日本に住む外国人の子どもと保護者への生活支援など、多様な家庭への支援を充実します。さらに、家庭や地域における子育て力・教育力の向上を図るため、講習会・講座の開催、及び各種団体の活動の促進のための支援に努めます。

（８）子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり

子どもが権利の主体として尊重されるよう、子どもの権利擁護のための支援をはじめ、児童虐待防止ネットワークをより一層強化します。また、障がいのある子どもやその家庭への支援に向けて、早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの健全な発達支援に努めます。

子育て家庭が本市で安全・安心に生活できるよう、子どもに対する事故対策や防犯対策に加え、生活環境における安全確保を図ります。

3. 計画の施策体系

ひとりじゃないよ！いっしょに育とう
～子どもたちが輝き、未来への夢と安心をはぐくむ街、はびきの～

産まれくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり	●安全な妊娠・出産への支援 ●子どもと母親への健康支援 ●父親の子育て参加の促進
楽しいことがいっぱいの幼児期をすごすことができる環境づくり	●楽しくなる子育てへの支援 ●育児不安の軽減 ●教育・保育事業と子どもの居場所づくりへの支援
のびのび育ち、楽しく学べる学童期をすごすことができる環境づくり	●多様な学校教育の確立 ●魅力ある学校教育の推進 ●放課後活動などへの支援
希望に満ちた思春期をすごすことができる環境づくり	●学びの喜びと豊かな人間関係の構築 ●多様な学びの場の確保 ●スポーツ活動への支援 ●情報教育への支援 ●心と身体の健康づくりへの支援 ●子ども主体のまちづくりへの支援
未来に向けての青年期をすごすことができる環境づくり	●困難を有する若者への相談援助体制の整備 ●就労への支援 ●健全育成に向けた支援 ●青年が主人公の地域づくりの支援
子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり	●量の見込みを算出する項目 ●教育・保育事業の充実 【量の見込みと確保方策を記載】 ●地域子ども・子育て支援事業の充実 【量の見込みと確保方策を記載】 ●放課後子ども総合プランの実施
さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり	●仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進 ●多様な家庭への支援 （羽曳野市母子家庭等自立支援計画） ●家庭・地域における子育て力・教育力の向上
子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり	●子どもの権利擁護への支援 ●障がいのある子どもやその家庭への支援 ●児童虐待防止のネットワーク化の推進 ●安全・安心なまちづくりの推進

第4章　子育ち支援の充実

1．産まれくる喜びを親子で分かち合うことができる環境づくり

（１）安全な妊娠・出産への支援

施策の方向

●**周産期における相談・支援体制の充実**

妊産婦が安心して出産できるよう、周産期医療体制の充実を図るとともに、これから子どもを生み育てようとする市民へ、出産・育児などに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行います。	健康増進課 子育て支援課	継続
母子健康手帳交付事業	個別の相談に応じ、不安解消などのため、保健師が面接を行った上で、母子健康手帳を交付します。また、交付時にアンケートを実施し、周産期からの効果的なフォローアップを実施します。	健康増進課	継続
妊婦健康診査事業	妊娠高血圧症候群や糖尿病、貧血やその他合併疾患のチェックを行い、流産・死産・未熟児の出生などを予防するため、妊婦健康診査受診票を交付し、健康診査を実施します。今後も受診回数などを拡充し、安全・安心な妊娠・出産を進めます。	健康増進課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
出産前小児 保健指導事業	小児科医による育児に関する保健指導を受ける機会を提供することにより、妊産婦の育児不安の解消を図るとともに、生まれてくる子どものかかりつけ医の確保を図るため、今後も市民及び医療機関へのPR活動を行います。	健康増進課	継続
マタニティ スクール事業	妊産婦及びその家族に対して、歯科健診、調理実習、栄養士や助産師、保健師による講義、沐浴実習、マタニティジャケットの体験、出産後の交流会などを実施し、妊産婦が安心して出産、育児ができるよう、相談体制や出産後の仲間づくり、父親の育児参加を促進します。	健康増進課	継続

（２）子どもと母親への健康支援

施策の方向

●妊娠、出産、育児に関する知識の普及と相談体制の充実

安心して出産や育児ができるよう、相談体制の充実を図るとともに、各種事業を通じて、体験や交流を行い、出産や育児に関する知識の普及と仲間づくりの取り組みを一層支援します。

●小児救急医療体制の整備

小児救急医療体制の整備に向けて、今後も近隣市や大阪府、関係医療機関と連携しながら取り組みます。

●支援を必要とする妊産婦への支援体制の充実

障がいのある人、外国人、若年者などの社会的ハイリスクとみられる妊産婦を支援するため、母子健康手帳交付時にアンケートを実施し、母子保健サービスを個別的に情報提供するとともに、関係機関との連携を一層強化し、支援体制の充実を図ります。

●乳幼児健康サポート体制の充実

乳幼児健康診査を中心に、乳幼児の健康の確保、障がいの早期発見、健康診査後の相談援助活動などの取り組みを充実するとともに、親同士の仲間づくりを一層促進します。

●総合的な食育の推進

子どもの「食」への安全と健全な食習慣を築くため、学校・家庭・地域などが一体となって総合的な食育を推進します。

●妊娠期からの児童虐待防止対策

深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。児童虐待の早期発見・早期対応に向けて、妊娠期から保健分野と医療分野、福祉分野が連携して取り組み、より実効力のあるものをめざします。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
離乳食講習会事業（遊びの教室併設）	これから離乳食を開始する時期に、よりよい食習慣が身につけられるよう、離乳食の簡単なつくり方を指導します。また、講習会の前後に保育士や保健師による赤ちゃんとのふれあい方の講座を実施し、愛着形成を促します。	健康増進課	継続
親子クッキング事業	小学校児童とその保護者に対して、親子のふれあいと健康づくりのための食生活を学ぶ調理実習を、食生活改善推進員が実施します。	健康増進課	継続
キッズクッキング事業	親子で参加し野菜を使ったクイズや食育について講義とおやつづくりを実施します。	健康増進課	継続
１歳６か月児健康診査、２歳６か月児歯科健康診査時のおやつの試食事業	１歳６か月児及び２歳６か月児とその保護者に対して、望ましいおやつの質や量について啓発するとともに、食生活や食べ物について関心をもつことができる機会づくりと健康についての啓発を一層進めます。	健康増進課	継続
母子健康手帳交付事業【再掲】	個別の相談に応じ、不安解消などのため、保健師が面接を行った上で、母子健康手帳を交付します。また、交付時にアンケートを実施し、周産期からの効果的なフォローアップを実施します。	健康増進課	継続
乳幼児健康診査事業	４か月児、１歳６か月児、３歳６か月児に対する健康診査を実施し、乳幼児の心身における疾病や異常の早期発見及び健全な発育・発達を促すことにより、健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減を図ります。また、対象者の全員把握をめざします。 医療機関に委託している乳児一般健康診査、後期健康診査の受診率向上をめざすとともに、支援の必要な人については、医療機関と連携し早期対応できるよう努めます。	健康増進課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
２歳６か月児歯科健康診査事業	乳歯が生えそろい、虫歯が急増する時期でもある２歳６か月児とその保護者に対して歯科疾患の予防を図るとともに、生涯を通じた健康の基盤づくりを行います。また、保護者の育児不安や子どもの発育・発達などを把握できるよう、充実を図ります。	健康増進課	継続
虫歯予防教室事業	乳幼児健康診査において、歯科保健指導を必要と判断された子どもや希望者に対し、歯科診察、歯科保健指導などを通じて、歯みがき習慣の形成や望ましい食習慣について指導を行うとともに、フッ素塗布を行います。	健康増進課	継続
予防接種事業	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、結核、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウィルス感染症、水痘（水ぼうそう）の発生及びまん延を防ぐため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を行います。	健康増進課	継続
小児救急医療体制整備事業	羽曳野市、松原市、藤井寺市の３市共同事業である南河内北部広域小児急病診療事業を安定的に運営するとともに、小児科の二次救急病院の整備等、小児科の救急医療体制の拡充に向けて、関係医療機関や大阪府と連携した取り組みを進めます。	健康増進課	継続
大阪府小児救急電話相談（#8000）啓発事業	夜間における子どもの急病時の電話相談として、年間 365 日、看護師と保健師が相談に対応する大阪府の電話相談事業を乳幼児健康診査などの健康増進課における各種事業に合わせて積極的に周知します。	健康増進課	継続
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等との連携を強化しながら、出産後の養育について、特に支援することが必要と認められる保護者に対して、居宅において家事支援や養育に関する相談、指導、助言等を行います。	子育て支援課	継続
助産施設入所事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦については、助産施設への利用を促進します。	子育て支援課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
食育推進事業	羽曳野市食育推進計画に基づき、地域の子育てサロンや地域子育て支援センター、幼稚園、保育園、学校などを通じて、ライフステージに応じた食育を推進し、生活習慣病予防や食習慣の基礎づくりに努めます。	健康増進課 関係各課	新規

（３）父親の子育て参加の促進

施策の方向

●父親が参加しやすい、妊娠、出産、育児に関する事業の推進
男女が適切な協力関係のなかで家事や子育てを行うことができるよう、出産前からの支援に取り組みます。

●育児休業の活用についての事業所や組合への啓発
男女がともに子育てや家事を行うことができるよう、働き方の見直しや男性の育児休業の取得などについて、事業所の理解と協力を得るための取り組みを進めます。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発
仕事と生活のバランスがとれるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉をはじめ、その内容についての周知・啓発を進めます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
マタニティスクール事業【再掲】	妊産婦及びその家族に対して、歯科健診、調理実習、栄養士や助産師、保健師による講義、沐浴実習、マタニティジャケットの体験、出産後の交流会などを実施し、妊産婦が安心して出産、育児ができるよう、相談体制や出産後の仲間づくり、父親の育児参加を促進します。	健康増進課	継続
男女共同参画社会の実現に向けた「男女共生セミナー」事業	男女共同参画社会の実現に向け、性別による固定的役割分担意識を見直し、家事労働の理解を図るとともに、男性の家事・育児への参画や親子（家族）のコミュニケーションにより、家族の絆を深めることを目的に実施します。	人権推進課	継続
ワーク・ライフ・バランスの広報啓発事業	国や府と連携し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を企業及び労働者に対し行い、普及に努めます。	産業振興課	継続

2. 楽しいことがいっぱいの幼児期をすごすことができる環境づくり

（1）楽しくなる子育てへの支援

施策の方向

●子育てサークル活動の支援

子育てにともなう困難を情報交換や交流、支え合いなどによって解決するため、地域子育て支援センターなどで活動している子育てサークルの活動支援を行います。

●地域の潜在的資源の活用による子育て支援体制の充実

NPO 等による一時預かり事業を進めるとともに、保育ボランティア講座の開催をはじめ、シルバーアドバイザーとの連携や保育士、看護師などの人材登録を呼びかけ、地域の子育て支援体制の充実を図ります。

●公園などの憩いの場や交流の場の整備

子どもの健全育成をはじめ、子育て中の保護者や地域住民の憩いの場や交流の場となるよう、地域の公園の整備を進めます。また、子どもが安心して利用できるよう、安全性の確保にも努めます。

●子ども文庫などの文化活動の促進

図書館や地域における子ども向け、親子向けの事業や体制づくりを進めるとともに、子ども文庫、親子劇場などの文化活動を促進します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子育てサークル活動支援事業	身近な地域で子育てを行っている保護者同士が、子育ての喜びや悩みを共有し、支え合う自主的な活動を地域ごとに拡充するため、ひろば型事業との連携をはじめ、サークル交流など、サークル活動の充実を図ります。	子育て支援課 子育て支援センター	継続
民生委員・児童委員・主任児童委員による子育て相談事業	各地区の民生委員・児童委員への研修会などを実施することにより、資質の向上を図り、子どもの育成などについての相談を充実します。	福祉総務課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
石川河川公園の整備促進事業	大阪府に対して、駐車場、管理棟、散歩道、大型遊具、芝生広場などの整備促進を要請します。	道路公園課	継続
誕生記念植樹事業	新生児の誕生記念と子どもたちの健やかな成長を願い、樹木と集合記念プレートを羽曳野市内の公共施設などに設置し、緑化推進を図ります。	みどり推進室	継続
ちびっこ広場等整備事業	未利用地について地権者の協力を得られる場合には、低木や花を配したスポット公園として整備を行います。	道路公園課	継続
はびきの市民大学事業	子育て世代の人にも受講してもらえるよう、託児サービスや親子で参加できる公開講座を実施します。また、子どもの関心を高める講座の開講を検討します。	市民協働ふれあい課	継続
子育てサロン支援事業	子育てを終えた世代の人や専門家（保育士や保健師）による育児相談、子育て中の親の仲間づくり・情報交換の場となるよう、民生委員や校区福祉委員会が開催する子育てサロンを支援します。	子育て支援課 子育て支援センター 羽曳野市社会福祉協議会	継続
子ども向け図書館活動推進事業	子ども向けの本や子育てに役立つ資料の充実を図るとともに、おはなし会を実施するなど、子ども向け図書館活動を推進します。	図書館課	継続
団体貸出事業	身近に本に親しんでもらうため、学校・幼稚園・保育園・留守家庭児童会・その他の公共施設及び市民団体を対象に、図書や行事用品などの貸出を実施し、読書の普及を行います。	図書館課	継続

（２）育児不安の軽減

施策の方向

●地域子育て支援拠点事業の充実

地域の子育て支援の拠点として、より身近な機関となるよう、サービス内容及びスタッフや機能の充実を図ります。

●ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育てをする保護者の働き方、生活様式の多様化に対応したシステムで、保育所などでは対応できないケースに有効な役割を果たすため、充実を図ります。

●子育てに困ったときの支援体制の整備

専門的な援助の充実を含め、子育てに困ったり、行き詰まった保護者等に対する支援体制を構築します。

●障がいのある幼児の発達保障と保護者の仲間づくりの支援

乳幼児健康診査などを通じて、障がいのある幼児の発達保障と保護者の仲間づくりを支援します。

●育児相談の充実

子どもの成長や発育、気になることなどについて保護者が気軽に相談できるよう、健康増進課（保健センター）における育児相談をより一層充実します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
利用者支援事業	専門的な職員を配置し、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、保護者等への情報提供や助言を行い、総合的な支援に努めます。	子育て支援課 子育て支援センター	新規
地域子育て支援拠点事業（センター型）	子どもを取り巻くおとな（保護者や身近な地域のおとな）がともに手をとり合って子どもを育てていけるよう、保護者が気軽に集える「機会や場所」を充実させるとともに、「子育てサークルの育成」や各地区での子育て支援者との交流や連携を図ります。	子育て支援課 子育て支援センター	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うちとけた雰囲気のなかで語り合い、相互に交流を図る場を提供します。	子育て支援課 子育て支援センター	継続
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）とが相互援助活動をする会員組織による子育て支援を行うため、協力会員の地域でのネットワークの構築に向けた交流会の充実をはじめ、子育てに関する講座・研修の開催、協力会員の増員につながる広報活動などを行います。また、ひとり親家庭等が利用する場合は、援助を行いたい会員を優先して調整します。	子育て支援センターふるいち	継続
家庭児童相談事業	18 歳までの子どもに関わる問題や悩みなど、子どもに関するさまざまな相談に対応するため、専門相談員の一層の充実を図るとともに、積極的な広報活動を展開し、関係機関・団体などとの連携を図りながら、問題解決に努めます。	子育て支援課	継続
家庭支援推進保育所事業	家庭環境などに支援を要する保育所入所児童及びその家庭に対する支援や在宅での子育て家庭への支援として、家庭訪問、出前保育、育児相談などを実施し、保育所機能を地域に展開します。	子育て支援課	継続
乳幼児健康診査事業 【再掲】	４か月児、１歳６か月児、３歳６か月児に対する健康診査を実施し、乳幼児の心身における疾病や異常の早期発見及び健全な発育・発達を促すことにより、健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減を図ります。また、対象者の全員把握をめざします。 医療機関に委託している乳児一般健康診査、後期健康診査の受診率向上をめざすとともに、支援の必要な人については、医療機関と連携し早期対応できるよう努めます。	健康増進課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
妊産婦訪問事業	妊娠中と産後１年以内の妊産婦に対し、育児相談や産後の乳房管理など、母子の健全な発育を図るため、助産師などが訪問し、育児に対する不安の解消に努めます。また、医療機関との連携強化を図りながら、精神的・社会的ハイリスク妊産婦への産前産後のサポート体制を構築します。	健康増進課	継続
新生児訪問事業	新生児を対象に、助産師や保健師が訪問して育児相談や産後の体調相談を実施します。本市では、第１子は全員、第２子以降は希望する人に訪問を実施しています。	健康増進課	継続
未熟児訪問指導事業	出生体重が2,500ｇ未満の赤ちゃんに対し助産師や保健師が訪問し、小さく生まれた赤ちゃんの成長発達を支援します。	健康増進課	継続
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】	生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行います。	健康増進課 子育て支援課	継続
乳幼児訪問事業	乳幼児のいる家庭で、子育ての不安や悩みなどで訪問指導を希望される人に対して保健師または栄養士、保育士などが訪問し、育児相談などを実施します。	健康増進課	継続
育児相談事業	子育ての不安や悩みをもつ人に対して、育児や栄養に関する相談を実施します。来所による面談、電話相談、地域への出向相談などを行うとともに、関係機関と連携して、内容の充実を図ります。	健康増進課 子育て支援課 子育て支援センター	継続
ことばの相談事業	発音、吃音、ことばの遅れなどが感じられる子どもに対して、ことばに関する相談を実施します。	健康増進課	継続
すくすく健診・相談事業	乳幼児健康診査などの結果、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して、内科診察や発達相談を実施します。	健康増進課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
ニコニコ親子教室事業	１歳を過ぎた子どもとその親を対象とした、親子のふれあいを中心とした育児支援の教室です。	健康増進課	継続
パンダ教室事業	１歳６か月児健康診査、２歳６か月児歯科健康診査及び二次健康診査において発達や対人関係に弱さの感じられる子どもと保護者に対して、親子での「あそび」を通じて子どもの健全な発達と発育を促すとともに、育児支援を行います。また、関係機関との連携を強化するなど、充実を図ります。	健康増進課	継続
きりん教室事業	３歳６か月児健康診査及び二次健康診査において発達や対人関係に弱さの感じられる子どもと保護者に対して、母子分離にて就園前までに獲得したい身辺自立や、子ども同士で遊ぶことの楽しさ、自分がすべき行動がわかるようになるように支援をします。また、関係機関との連携を強化するなど、充実を図ります。	健康増進課	継続
児童手当支給事業	中学校修了前（15 歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している人に児童手当を支給します。	子育て支援課	継続
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保険診療にかかる自己負担金の一部と、入院中の食事代の自己負担金を助成します。	保険年金課	継続
就学援助事業	経済的な理由で子どもを就学させるのに支援の必要な保護者に学用品などを援助します。	学校教育課	継続
幼稚園就園奨励費補助事業	市外を含む私立の幼稚園（新制度における特定教育・保育施設を除く）に通園している児童の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興に資することを目的として補助をします。	学校教育課	継続
子ども家庭サポーター連携事業	児童虐待など、要援護児童への支援をはじめ、児童虐待発生の未然防止、早期発見、見守りなどの援助活動への子どもサポーターの参加を進めます。また、子育て電話相談や長期休暇時の子ども電話相談などを実施します。	子育て支援課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
大阪府藤井寺保健所で実施する専門相談啓発事業	大阪府藤井寺保健所で実施されている障がいのある子ども、小児慢性特定疾患のある子どもなどの療育支援に関する各種相談事業や講習会など、広報「はびきの」を通じて、広く広報するとともに、乳幼児健康診査など、健康増進課（保健センター）における各種相談事業とあわせて積極的な啓発を行います。	健康増進課	継続
子育てサロン支援事業【再掲】	子育てを終えた世代の人や専門家（保育士や保健師）による育児相談、子育て中の親の仲間づくり・情報交換の場となるよう、民生委員や校区福祉委員会が開催する子育てサロンを支援します。	子育て支援課 子育て支援センター 羽曳野市社会福祉協議会	継続
子育て情報の受発信事業	行政機関や子育て活動団体で実施している事業の紹介など、ホームページ（はびきの子育てネット）やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）※等を活用して、子育て情報を受発信し、積極的な広報活動を展開します。	子育て支援課 関係各課	継続
ペアレントトレーニング事業	支援が必要な保護者や家庭について学びの場を提供します。	健康増進課 子育て支援課	新規

※SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）：インターネット上でコミュニティをつくり、人間関係の構築を促進するサービス。

（３）教育・保育事業と子どもの居場所づくりへの支援

施策の方向

●教育・保育事業の充実

保育園への入園需要に見合った入所児童枠の確保に努め、待機児童の解消を図るとともに、教育・保育事業の質的向上を図ります。

●地域子ども・子育て支援事業の充実

一時預かり事業や病後児保育事業など、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

●幼保連携による子育て支援機能の充実

教育・保育の需給バランスを調整するとともに、教育・保育それぞれに対するニーズへの対応を図ります。また、就学前児童の教育・保育を一体的かつ総合的に推進するため、幼保連携に努めます。

●幼稚園・保育園の耐震化、こども園の検討

幼稚園・保育園の耐震化や、小学校への円滑な接続と連携、保育園での待機児童の解消と幼稚園児の減少の課題を解決するため、施設の配置状況も十分勘案しながら、こども園などの施設整備のあり方についての検討を進めます。

●保育研修の充実を図る取り組みの推進

幼稚園・保育園が幼児の生活や発達の状況に適切に対応した保育を進めるため、幼稚園・保育園の枠をこえた保育研修の充実と機会の拡充を図ります。

●地域における乳幼児の居場所と仲間づくりの支援

子育ての孤立化を防ぎ、楽しい子育てを進めていくことができるよう、地域における居場所づくりや仲間づくり活動を支援します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
通常保育事業	保護者の就労や病気等のため、家庭での保育が困難な０歳から小学校就学前までの子どもに対して、保育標準時間と短時間を基本とした保育を実施します。	子育て支援課	継続
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化などにともなう保育時間の延長に対するニーズに対応できるよう、延長保育を実施します。	子育て支援課	継続
ショートステイ事業（子育て短期支援事業）	児童の保護者が社会的な理由及び身体的もしくは精神的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設で児童を一時的に預かり、養育の支援を行います。	子育て支援課	継続
一時預かり事業	保護者の継続的・短時間就労などや、専業主婦家庭などの育児疲れ、急病や入院などにともなう心理的・肉体的負担を解消するために実施します。また、教育・保育ニーズへの対応に向け、幼稚園における預かり保育の拡充も検討します。	子育て支援課	拡充
病後児保育事業	病気回復期にある入院治療の必要のない児童が、保護者の就労や傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの社会的な理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童を一時的に保育する事業を行います。	子育て支援課	継続
幼保連携事業	就学前児童の教育・保育を一体的かつ総合的に推進するため、組織を改編し、幼保連携事業に取り組みます。	政策推進課 子ども子育て支援推進準備室 子育て支援課 学校教育課	新規
保育園リフレッシュ事業	老朽化した保育園施設の更新に取り組みます。	子育て支援課	継続
幼稚園・保育園の耐震化事業	幼稚園・保育園の耐震化を進めます。	教育総務課 子育て支援課	新規

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
こども園の検討	幼稚園・保育園の耐震化や、小学校への円滑な接続と連携、保育園での待機児童の解消と幼稚園児の減少の課題を解決するため、施設の配置状況も十分勘案しながら、こども園などの施設整備のあり方についての検討を進めます。	子ども子育て支援推進準備室	新規
幼稚園教諭及び保育士の交流	教育・保育ニーズへの対応に向け、研修をはじめ、幼稚園教諭と保育士の交流機会を拡充します。	学校教育課 子育て支援課	新規
子育て支援保育士事業	民間保育園と通園施設において、保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する豊富な知識・ノウハウなどをいかし、園庭開放や親子教室、ベテラン保育士による子育て相談などを実施することにより、広く地域全体の家庭に対する子育て支援を推進します。	子育て支援課	継続
幼稚園の子育て支援事業	未就園児のいる世帯に対して、未就園児の幼稚園体験入園や保護者の子育て相談、ネットワークづくりを実施するとともに、乳幼児への保育機会の提供や、その保護者に対する子育て支援の充実を図ります。	学校教育課	継続
幼稚園教育研究事業	幼稚園教育における研究活動の振興を図るため、羽曳野市教育委員会から指定を受けた幼稚園に対して補助金を交付します。	学校教育課	継続
保育園地域活動事業	保育園の園庭開放、電話や来園による育児相談、子育て講座や育児教室の開催など、保育園が地域に開かれた子育ての拠点となるよう、積極的な活用を図ります。	子育て支援課	継続
教育相談推進事業	幼稚園や小中学校に在籍する児童・生徒の人間関係への悩みをはじめ、不登校やいじめ、配慮を必要とする子どもの就学などについての相談・助言を行います。	学校教育課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
白鳥児童館運営事業	幼児から小学校６年生までの子どもを対象に自由に遊べる施設として開放するとともに、楽しく体験できる各種事業を行います。	白鳥児童館	継続
青少年児童センター運営事業	学生ボランティアをはじめ、家庭・地域と連携し、それぞれの役割を十分にいかし、子どもとその保護者に対して、子育てに役立つ情報提供をはじめ、講座の開催、親子体操や工作、文化教室など、親子のふれあいや子ども同士の交流を深める活動内容の充実を図ります。また、子どもの健全な遊びを通じて健康を増進し、豊かな情操をはぐくみます。	青少年児童センター	継続

３．のびのび育ち、楽しく学べる学童期をすごすことができる環境づくり

（１）多様な学校教育の確立

施策の方向

●きめ細かい学習による基礎学力の定着

基礎学力を向上させるため、「少人数指導」、「習熟度別学習」などによるきめ細かい学習をめざします。

●楽しい授業、わかる授業の取り組み

教職員の研修などの機会を確保し、一人ひとりの子どもに寄り添いながら、教育の内容・方法の精選や工夫を重ねることができるよう、教育条件の整備を進め、すべての子どもが楽しく学ぶことができる授業に取り組みます。

●図書館教育の推進

子どもたちが必要とする情報を収集、選択する力を育てるため、学校図書館のもつ学習情報センターとしての機能の充実を図ります。また、読書好きの子どもを育てる学校図書館にするため、図書の充実を図るとともに、読書活動を一層推進します。

●地域の生活、歴史、文化、自然の教材化の促進

本市の歴史、文化、自然をいかし、生きた教材として学校教育のなかに取り入れるとともに、地域の生活、歴史、文化、自然に根ざした地域教育活動の展開を促進します。

●子ども主体の学級運営の促進

スクールカウンセラーとの連携をはじめ、いじめの問題などに正面から向き合い、子どもが主体となる学級運営の取り組みを促進します。

●教職員への人権教育研修の促進

子どもの権利に関する教職員の理解をより一層深めるため、人権尊重の教育を推進するとともに、人権教育研修を促進し、安心して楽しく学べる学校教育をめざします。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
教育改革審議会運営事業	羽曳野市教育改革審議会からの答申を受けた項目について検討を加え、教育現場に反映します。	学校教育課	継続
学力向上推進委員会運営事業	小中学校における「生きる力」としての学力向上に向けた授業改革をはじめとする一貫教育をより一層進めます。	学校教育課	新規
少人数指導と基礎学力の向上に向けた取り組み推進事業	すべての小学校において少人数指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの喜びやわかることの達成感を実体験できるように楽しく学べる環境づくりを進めます。	学校教育課	継続
ほっとスクール支援員事業	学力向上、支援教育の充実、不登校・いじめの防止等、今日的な教育課題解決の一助とするため、幼稚園及び小中学校へ学生ボランティア等を派遣し、子どもへの支援を行います。	学校教育課	継続
幼小中連携一貫教育	中学校区単位で子どもの将来像を共有し、生きる力をはぐくむキャリア教育を柱にした「たての一貫教育」として 11 年間のカリキュラムを構築します。	学校教育課	新規
小学校英語サポート事業	市職員の語学力を活用し、小学校外国語活動における「コミュニケーション能力の素地づくり」のサポートを行います。	政策推進課 特命プロジェクトチーム	新規
学校間交流推進事業	人間性豊かな児童・生徒の育成をめざすために実施している白鳥小学校と島根県内の小学校との交流を実施し、今後さまざまな学校間交流のあり方を検討します。	学校教育課	継続
特別支援教育推進事業	すべての子どもたちがともに学び、ともに育つノーマライゼーション※の実現に向け、通常学級に在籍している「発達障がい」などの特別な教育的ニーズを有する幼児・児童・生徒への適切な支援を充実するため、特別支援教育の基盤整備として今後も校内委員会の設置、個別の指導計画の作成、コーディネーターの指名などの体制づくりに関わる研究を進めます。	学校教育課	継続

※ノーマライゼーション：障がいの有無にかかわらず、家庭や社会で普通に生活できるようにすること。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
読書好きの子どもを育てる読書活動推進事業	新しい本の紹介や図書館の掲示物を工夫するなど、「図書館の時間」を楽しみにする子どもたちを増やし、読書好きの子どもを育てる読書活動を推進します。	学校教育課	継続
子ども読書活動推進事業	「羽曳野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供とそのための環境づくりをはじめ、子どもの読書活動への理解と関心を深めるため、広報啓発活動を行います。	図書館課	新規
総合学習推進事業	子どもたちの生涯学習機会の充実を図るとともに、地域と学校との連携を一層強化するため、地域の歴史や文化を学び、地域の人材を活用し、総合学習の充実を図ります。	学校教育課	継続
私たちのまちの学校園育み事業	地域住民及び保護者が、幼稚園・小学校・中学校における教育活動の振興を支援し、学校園と地域住民及び保護者が協働関係をもって学校園及び園児・児童・生徒をはぐくむため、中学校区の地域教育協議会へ補助金を交付し、地域連携を推進します。	学校教育課	継続
環境教育推進事業	子どもたちが、学校・家庭・地域において、省エネルギーやリサイクルに関心をもつように、環境意識向上のための取り組みを推進します。	学校教育課	継続
花いっぱいプロジェクト事業・アドプトロード事業	小学生が育てた花苗を、地域の人々やボランティアなどが一体となって、地域のシンボル的な高鷲駅前周辺に植え・育てることを繰り返し、花の絶えないうるおいのあるまちづくりの創出や、地域の活性化を図るとともに、道路の美化活動を通じて、地域住民などによる「地域の輪をはぐくむ」「笑顔と活気あふれる」まちづくりの創出を図ります。	みどり推進室	継続
教育相談推進事業【再掲】	幼稚園や小中学校に在籍する児童・生徒の人間関係への悩みをはじめ、不登校やいじめ、配慮を必要とする子どもの就学などについての相談・助言を行います。	学校教育課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
豊かな人間関係をはぐくむ学級運営研究事業	学校での集団生活を通じて学ぶ人間関係づくりについて、教職員の研修を行うとともに、学校長へのヒアリングを行うなど、子どもたちが豊かな人間関係をはぐくむ学級運営について研究します。	学校教育課	継続
教職員への人権教育研修促進事業	子どもの権利に関する教職員の理解をより一層深めるため、人権教育研修を実施し、すべての子どもが安心して楽しく学べる学校教育の確立をめざします。	学校教育課	継続

（２）魅力ある学校教育の推進

施策の方向

●ＰＴＡ活動の活性化

保護者と教職員がともに学び合い成長し合う場となるような学校づくりをめざして、PTA 活動の活性化を図ります。

●教職員研修の促進

教職員の専門性の向上をめざし、教職員の専門的資質を向上するための研修を一層促進します。

●学校協議会の活性化

保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させるため、学校協議会の活性化を図ります。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
PTA 活動支援事業	子どもの健全育成や学校・家庭・地域との連携を推進する PTA の指導者養成や各種子育て支援事業の研修会などを実施するとともに、教職員とのさまざまな情報共有を行い、子どもとともに学び成長できる学校づくりを進めます。	社会教育課	継続
学校協議会設置事業	保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校改善を図るために協議する学校協議会を設置し、地域に開かれた学校づくり、信頼に応える学校づくりをより一層進めます。	学校教育課	継続

（３）放課後活動などへの支援

施策の方向

●放課後子ども総合プランの実施

すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の充実を図ります。また、両事業の実施にあたっては、一体的にまたは連携して実施できるよう関係者・関係団体との検討、調整を進めます。

●地域こども会活動の促進

市こども会育成連絡協議会への活動支援や、セミリーダー・ジュニアリーダー講習会を通じた青少年リーダーの養成などにより、地域こども会活動の活性化を図ります。

●地域における子どもの遊び場の確保と通学路の安全確保

地域で子どもが安心して遊ぶことができる場を確保するとともに、市民の自主的活動やネットワークづくりなどを支援します。また、通学路の整備と安全確保のため、引き続き道路管理者と警察、学校ならびに教育委員会と合同で通学路の安全点検を行います。

●児童遊園等の統一的な整備の検討

放課後などにおける子どもの居場所として、健全な遊びの場となる施設の整備を検討します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
放課後児童健全育成事業	放課後に就労や疾病等により保護者が家庭にいない小学生児童に対して、その安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通じて、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成をめざします。	社会教育課	継続
留守家庭児童会学習支援事業	留守家庭児童会における学習支援の充実を図ります。自学自習の習慣づけと学力の向上を目的として、市職員等が各教室に赴き、児童に対する学習支援を実施します。	政策推進課 特命プロジェクトチーム	新規
放課後子ども教室事業	地域の多様な人々の協力を得ながら、学校の運動場や体育館、余裕教室を活用して、スポーツやものづくり、伝承遊び、自由遊びなどを実施しています。放課後における子どもたちの安全な居場所の確保と、子どもたちのさまざまな体験活動、地域住民との交流を進めます。	社会教育課	継続
野外活動促進事業	グレープヒルスポーツ公園内の野外活動広場、奈良県山添村の生涯学習施設の利用により、子どもたちの豊かな体験活動を促進します。	社会教育課	継続
こども会支援事業	市こども会育成連絡協議会とともに、学校・家庭・地域や関係団体などとの連携を深め、地域のこども会活動を支援します。	社会教育課	継続
青少年リーダー会支援事業	地域のこども会の行事にキャンプリーダーやゲーム指導者として参加する青少年リーダー会の活動を支援します。また、青少年リーダーの養成に向けて、セミリーダー、ジュニアリーダー講習会の充実を図ります。	社会教育課	継続
青少年センター運営事業	各種講座の開催など、青少年に学習や文化・芸術の機会を提供するとともに、青少年の健全な育成に資する事業を行います。	青少年センター	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
青少年児童センター運営事業【再掲】	学生ボランティアをはじめ、家庭・地域と連携し、それぞれの役割を十分にいかし、子どもとその保護者に対して、子育てに役立つ情報提供をはじめ、講座の開催、親子体操や工作、文化教室など、親子のふれあいや子ども同士の交流を深める活動内容の充実を図ります。また、子どもの健全な遊びを通じて健康を増進し、豊かな情操をはぐくみます。	青少年児童センター	継続
子どもの遊び場安全点検事業	市内の公園の遊具や公園施設の点検、樹木の剪定など、安全点検や巡回を定期的に行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	道路公園課	継続
防犯機器貸与事業	新年度に公立小学校に新たに入学する児童に対して、その登下校時の安全を図るため、防犯ブザーを無償で貸与します。	教育総務課	継続
通学路の安全点検等実施事業	警察、学校長ならびに教育委員会とともに、定期的に校区を決めて通学路の安全点検を実施し、安全な通学路の環境づくりに努めます。	道路公園課	継続
安全・安心マップ作成事業	小学生の子どものいる保護者と学校との協働により、通学路の安全点検を実施するとともに、保護者と学校との情報共有を図るため、安全・安心マップを作成します。また、地域と連携し、子どもたちの安全確保に努めます。	学校教育課	継続
第２種交通安全施設整備事業	子どもたちの安全を図るため、市民要望などや危険箇所の調査に基づいて、防護柵、道路照明灯、標識、区画線、警戒表示などの整備を行います。	道路公園課	継続
放置自転車等の対策事業	条例に基づき、放置自転車や放置単車の対策強化を行うとともに、警察・地域と連携した啓発活動を行います。	道路公園課	継続

４．希望に満ちた思春期をすごすことができる環境づくり

（１）学びの喜びと豊かな人間関係の構築

施策の方向

●すべての子どもへの基礎学力の定着

基礎学力の確実な定着とともに、自分自身の未来を見通す学力の形成を促し、学びの喜びと希望をはぐくむ取り組みを進めます。また、教職員に対する初任者研修や中堅者研修などの研修活動のより一層の促進を図り、教育力の向上をめざします。

●人間関係能力の育成

子どものいじめや非行などに関する子どものさまざまなサインを見逃さず、適切に対応するとともに、人権教育研修会、生徒指導研修会、集団づくり研修会などの一層の推進を図り、豊かな人間関係をはぐくむ取り組みを進めます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
教育改革審議会運営事業【再掲】	羽曳野市教育改革審議会からの答申を受けた項目について検討を加え、教育現場に反映します。	学校教育課	継続
学力向上推進委員会運営事業【再掲】	小中学校における「生きる力」としての学力向上に向けた授業改革をはじめとする一貫教育をより一層進めます。	学校教育課	新規
少人数指導と基礎学力の向上に向けた取り組み推進事業【再掲】	すべての小学校において少人数指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの喜びやわかることの達成感を実体験できるように楽しく学べる環境づくりを進めます。	学校教育課	継続
ほっとスクール支援員事業【再掲】	学力向上、支援教育の充実、不登校・いじめの防止等、今日的な教育課題解決の一助とするため、幼稚園及び小中学校へ学生ボランティア等を派遣し、子どもへの支援を行います。	学校教育課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
豊かな人間関係をはぐくむ学級運営研究事業【再掲】	学校での集団生活を通じて学ぶ人間関係づくりについて、教職員の研修を行うとともに、学校長へのヒアリングを行うなど、子どもたちが豊かな人間関係をはぐくむ学級運営について研究します。	学校教育課	継続
教育相談推進事業【再掲】	幼稚園や小中学校に在籍する児童・生徒の人間関係への悩みをはじめ、不登校やいじめ、配慮を必要とする子どもの就学などについての相談・助言を行います。	学校教育課	継続
教職員への人権教育研修促進事業【再掲】	子どもの権利に関する教職員の理解をより一層深めるため、人権教育研修を実施し、すべての子どもが安心して楽しく学べる学校教育の確立をめざします。	学校教育課	継続

（２）多様な学びの場の確保

施策の方向

●子どもが主人公の学校づくり

子どもたちの学校におけるさまざまな活動への参加をめざし、子どもが主人公の学校づくりを進めます。

●学校生活における仲間づくりと体験学習の推進

放課後の活動や行事活動など、教育課程以外の活動を含め、学校生活全体を通じての子どもの仲間づくりを促進します。総合的な学習の時間や体験学習などを推進し、社会との関わりの中で自分自身をみつめる機会を増やす取り組みを進めます。

●教職員への人権教育の促進

羽曳野市人権教育基本方針に基づき、人権尊重の教育を推進するとともに、人権教育研修会や生徒指導研修会の促進と地域の理解を深めます。

●受容し寄り添う体制の整備

学校がすべての子どもたちにとって居心地のいい場となるよう、一人ひとりに寄り添う教育を推進できる体制の整備に努めます。

●学びの場としての既存公共施設の活用や情報提供

地域での多様な学びの場となるよう、図書館や公民館などの社会教育施設をはじめ、既存の公共施設の活用を図ります。また、地域での多様な学びの場に関する情報を提供します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
不登校への生徒適応指導事業	不登校児童・生徒への学校復帰を支援するため、適応指導教室（ひまわり教室）を通じて学習指導をはじめ、さまざまな体験学習や学校・地域の連携を強化するなど、不登校児童・生徒の学校生活への不安や悩みなどのさまざまな問題の解消を図ります。	学校教育課	継続
スクールカウンセラー配置事業	臨床心理の専門家や経験を有するカウンセラーを公立中学校に配置し、相談体制を充実します。また、教職員へのコンサルテーションにより、いじめ・不登校などへの未然防止・早期対応の充実を図ります。	学校教育課	継続
教職員への人権教育研修促進事業 【再掲】	子どもの権利に関する教職員の理解をより一層深めるため、人権教育研修を実施し、すべての子どもが安心して楽しく学べる学校教育の確立をめざします。	学校教育課	継続
はびきの中学生ｓｔｕｄｙ-O事業	中学生の自学自習力の向上を目的として、市職員や市民ボランティア等のスタッフが、学校外での自学自習をサポートする事業を行います。	政策推進課 特命プロジェクトチーム	継続

（３）スポーツ活動への支援

施策の方向

●学校スポーツの促進

優れたスポーツ指導者の育成や確保、さらには外部指導の活用などにより、学校スポーツの発展を促進します。

●地域スポーツ、生涯スポーツの促進

生涯にわたってスポーツを楽しむといったスポーツ文化の発展を促すため、体育指導委員や体育協会、スポーツ少年団などとの連携を図り、地域スポーツ、生涯スポーツの発展を促進します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
小・中学生スポーツクラブ活動事業	児童・生徒の健康づくりの推進に資するため、女子サッカー及び男子硬式テニスについて、市職員が児童・生徒への指導を行います。	政策推進課 特命プロジェクトチーム	新規
総合スポーツセンター（はびきのコロセアム）の運営事業	スポーツの振興を図るため、各種大会や教室、講習会などを開催し、スポーツ技術の向上と健康づくりを促進します。	スポーツ振興課	継続
（仮称）西部スポーツ公園整備事業	市西部地区における屋外スポーツ施設の拠点として、広く市民が多目的に利用できるスポーツ公園の整備に取り組みます。	政策推進課 スポーツ振興課	継続
グレープヒルスポーツ公園グラウンド改修事業	利用者の利便性の向上と野球場としての施設機能の強化を図ります。	政策推進課 スポーツ振興課	継続

（４）情報教育への支援

施策の方向

●学校や公共施設などにおける情報通信技術の活用

今まで進めてきたICT（情報通信技術）環境の維持管理を行うとともに、さまざまな場面においてICTを活用します。

●情報リテラシー※教育の推進

研修などを通じて教職員の情報モラルや情報リテラシーを高めるとともに、地域の情報関連産業と連携しながら、最新の情報教育環境を整え、子どもたちへの情報リテラシー教育を推進します。

●情報倫理教育※の推進

子どもの健全な情報リテラシーをはぐくむために、高度情報化社会における人権問題や社会問題について情報倫理教育を推進します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
学校 ICT 環境整備事業	子どもがパソコンや情報通信ネットワークなどの情報手段を、適正に活用できるよう環境を整えます。また教員が授業でICT機器を活用するとともに、子どもの興味関心を促進し、より一層の理解が進むように機器整備の充実を図ります。	教育総務課	新規
情報リテラシー教育	情報リテラシーや情報モラルに関する広い見識と判断能力、確かな倫理観の習得に向けて、情報リテラシー教育を推進します。	学校教育課 関係各課	継続
携帯電話の利用制限	家庭・学校・地域が連携しながら、子どもの携帯電話の利用について約束ごとをつくり、遵守できるように見守っていくとともに、フィルタリングコンテンツの促進に努めます。	関係各課	新規

※情報リテラシー：情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

※情報倫理教育：子どもたちの発達段階に応じた情報モラル（道徳）を身につけるための教育。

（５）心と身体の健康づくりへの支援

施策の方向

●健康教育の促進

心と身体の健康教育を促進するとともに、社会においても啓発や相談活動などの必要な取り組みを進めます。

●学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

性や健康に関する思春期における課題は、次世代の心身の健康づくりに直結する重要な課題です。思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけることが必要と考え、市内公立中学校３年生全員に思春期教育を実施しており、今後も引き続き実施します。

●生きる意欲と希望をはぐくむ援助体制の促進

保健所などの関係機関と連携しながら、若年者の抱えるストレスなど精神面の健康に対する対策や援助体制の整備を促進します。

●保健福祉体験事業の推進

中学生、高校生が乳幼児とふれあえる子育て体験を実施するなど、次代を担う子どもたちがさらにその次の世代の子どもたちを育成することへの希望と自信をはぐくむための取り組みをより一層推進します。

●キャリア教育などの推進

地域の人の参加によるキャリア教育を推進するとともに、インターンなどによる職業体験を行う機会を提供します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
思春期保健事業	市内公立中学校３年生に対し、命の大切さ、妊娠の仕組みや、望まない妊娠・性感染症とその予防について講義するとともに、相談窓口や相談相手について紹介します。	健康増進課	継続

（６）子ども主体のまちづくりへの支援

施策の方向

●子どもの立場からのまちづくりの推進

このまちで今を生き、未来に向かって生きていく子どもの最善の利益を図るため、子どもの立場からのまちづくりを進めるとともに、まちづくりや地域活動、各種イベントなどへの子どもの参加を促進します。

●豊かな心をはぐくむ文化活動の促進

文化的・芸術的生活を享受する子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちづくりを進めるための文化活動の発展を促進します。

●子育ての協働化と子どもを大切にするまちづくりの促進

子育て支援について、行政的支援だけでなく、子育てサークルや子育てネットワークなど、潜在的・顕在的な市民の力がいかされた子育ての協働化により、子どもを大切にするまちづくりを推進します。

●自然環境の保全・整備の促進

地域に残された自然や景観の保全・整備に向けた取り組みを促進します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
はびきの市民フェスティバルの推進事業	次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、市民でつくる実行委員会とともに毎年５月５日のこどもの日に開催します。	市民協働ふれあい課	継続
白鳥伝説都市間交流推進事業	子どもたちが地域へ視野を広げ、羽曳野市をみつめるきっかけとなるよう、日本武尊・白鳥伝説ゆかりの御陵のあるまちをテーマに都市間交流を行っている三重県亀山市、奈良県御所市の歴史・文化・産業をはじめとする幅広い分野での市民主体の交流事業を進めます。	市民協働ふれあい課	継続
はびきの市民大学事業【再掲】	子育て世代の人にも受講してもらえるよう、託児サービスや親子で参加できる公開講座を実施します。また、子どもの関心を高める講座の開講を検討します。	市民協働ふれあい課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子ども向け図書館活動推進事業【再掲】	子ども向けの本や子育てに役立つ資料の充実を図るとともに、おはなし会を実施するなど、子ども向け図書館活動を推進します。	図書館課	継続
環境学習推進事業	子どもたちの環境保全への意識を高めるため、水辺の観察会や環境出前授業などを開催して、日常生活における環境情報や実践活動の場を提供します。	環境衛生課	継続
河川クリーンアップ事業	河川を美しく守り、環境美化に対する一人ひとりのモラルの向上を図るため、河川敷の清掃を行い、河川環境美化に関する啓発を行います。	環境衛生課	継続
交通安全講習会開催事業	子どもたちに安全で住みよい環境を提供するとともに、交通事故の未然防止に向けて、交通安全講習会などを開催し、子どもと高齢者の交通事故ゼロ運動を展開します。	道路公園課	継続
サイクルマナー教室開催事業	子どもたちの交通安全の高揚、交通事故の防止を図るため、小学校や各種団体においてサイクルマナー教室を開催します。また、幼児・児童の自転車乗車時は、ヘルメットを着用するよう、周知啓発します。	道路公園課	継続
緑化推進事業	「みどりの基本計画」に基づき、みどりに関する施策を総合的に進めます。また、緑化推進を市民の手で進めるため、緑化推進助成事業などを実施します。	みどり推進室	継続
市民の親しむ木・楽しむ花普及事業	花とみどりの彩りあるまちをみんなでつくるため、木や花の配付、公共施設への植栽を行い、市民がより身近なところで木や花に親しめる環境づくりを進めます。	みどり推進室	継続
花いっぱいプロジェクト事業・アドプトロード事業【再掲】	小学生が育てた花苗を、地域の人々やボランティアなどが一体となって、地域のシンボル的な高鷲駅前周辺に植え・育てることを繰り返し、花の絶えないうるおいのあるまちづくりの創出や、地域の活性化を図るとともに、道路の美化活動を通じて、地域住民などによる「地域の輪をはぐくむ」「笑顔と活気あふれる」まちづくりの創出を図ります。	みどり推進室	継続

5. 未来に向けての青年期をすごすことができる環境づくり

（１）困難を有する若者への相談援助体制の整備

施策の方向

●ひきこもり相談窓口の検討

大阪府のひきこもり地域支援センター事業として専門相談窓口が設置されたほか、ひきこもり支援団体の活動も広がってきています。ひきこもりに対する相談を受け、適切な機関につなぐ市としての相談窓口の整備を検討します。

●ひきこもりに対する理解の促進

子どもや若者がひきこもりやニートに陥らないよう、また早期に脱却できるよう、ひきこもりに対する地域社会の理解を広げ、子ども・若者の自立を支える地域づくり、人づくりをめざします。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
ひきこもり相談の情報提供	大阪府のひきこもり地域支援センターをはじめ、ひきこもりに関する専門相談について、情報提供します。	福祉総務課 関係各課	新規

（２）就労への支援

施策の方向

●働くことの意義、働きがいを体得できるさまざまな機会の提供

学校教育をはじめ、社会全体において若年者の自尊感情を高め、働くことの意義や働きがいを体得できるさまざまな機会を提供します。

●就職情報の提供と進路指導の充実

学校での進路指導及びキャリア教育などにおいて、労働や生活に関する認識を育成するとともに、地域の事業所などとの連携を一層強化するなど、若年者に対する就職情報と進路指導の充実を図ります。

●援護を要する青年の就職機会の支援

青年の就労機会の確保に向けて、障害者就業・生活支援センターとの協力体制のなか、今後も検討を進めます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
地域就労支援事業	就労困難者に対して、ハローワーク等の関係機関と連携協力し、就労に関する支援を実施します。	産業振興課	継続
地域就労支援障害者雇用相談事業	障がいのある就労困難者に対して、月１回の個別面接相談等を実施します。	産業振興課	継続
若者の就労支援	関係機関と連携しながら、若者の就労支援に努めます。	関係各課	新規
生きがい情報センター運営事業	高齢者や障がいのある人を対象に ICT（情報通信技術）の活用による新たな雇用創出を図るとともに、自立した生活及び社会参加を促進します。	福祉支援課	継続
障がいのある人の就労支援	南河内北障害者就業・生活支援センターと連携しながら、職業訓練やインターンなどを通じて、障がいのある人の就業を進めます。	福祉支援課	継続

（３）健全育成に向けた支援

施策の方向

●青少年の非行・被害防止の取り組み

14 小学校区の育成連絡協議会代表による会議（役員会・運営委員会）で、各校区の取り組みの情報交換と共有を進め、各校区での青少年健全育成活動の促進をめざします。

●健全育成を妨げる有害環境の改善整備

青少年健全育成推進協議会及び青少年指導員連絡協議会による推進運動大会や街頭啓発、研修会などを通じて、犯罪を誘発する有害な環境の除去に向けた啓発を行うとともに、学校・家庭・地域の連携を強めます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
青少年健全育成推進協議会支援事業	各校区の青少年健全育成推進協議会及び市青少年健全育成推進協議会と連携を図り、地域社会が一体となった青少年の健全育成に取り組みます。	社会教育課	継続
青少年指導員連絡協議会支援事業	学校や自治会など関係機関、地域団体と連携をとりながら、青少年の健全育成事業・啓発活動・青少年に有害な環境浄化活動を行う青少年指導員の活動を支援します。	社会教育課	継続
保護司会・更生保護女性会との連携事業	犯罪や非行のない地域社会をつくるため、保護司会や更生保護女性会との連携や連絡を深めるとともに、研修機会の充実などを図ります。	福祉総務課	継続

（４）青年が主人公の地域づくりの支援

施策の方向

●地域における青年の仲間づくりの促進

青年の自主的な活動を支援するための環境を整備し、地域の将来を話し合い、子育てしやすい地域を自ら築いていく青年の仲間づくりを促進します。

●公民館、青少年児童センターの運営、事業などへの参加の促進

公民館や青少年児童センターにおいて、青年の要求に応えられる魅力ある事業の推進を図るとともに、事業への参画を含めた行政との交流機会の充実を図ります。

●ボランティア活動の情報提供とリーダー養成

ボランティア活動をより発展させるため、ボランティア活動に関する情報提供やリーダー養成のための体制づくりに取り組みます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
青少年健全育成推進協議会支援事業【再掲】	各校区の青少年健全育成推進協議会及び市青少年健全育成推進協議会と連携を図り、地域社会が一体となった青少年の健全育成に取り組みます。	社会教育課	継続
青少年指導員連絡協議会支援事業【再掲】	学校や自治会など関係機関、地域団体と連携をとりながら、青少年の健全育成事業・啓発活動・青少年に有害な環境浄化活動を行う青少年指導員の活動を支援します。	社会教育課	継続
青少年児童センター運営事業【再掲】	学生ボランティアをはじめ、家庭・地域と連携し、それぞれの役割を十分にいかし、子どもとその保護者に対して、子育てに役立つ情報提供をはじめ、講座の開催、親子体操や工作、文化教室など、親子のふれあいや子ども同士の交流を深める活動内容の充実を図ります。また、子どもの健全な遊びを通じて健康を増進し、豊かな情操をはぐくみます。	青少年児童センター	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
青少年リーダー会支援事業【再掲】	地域のこども会の行事にキャンプリーダーやゲーム指導者として参加する青少年リーダー会の活動を支援します。また、青少年リーダーの養成に向けて、セミリーダー、ジュニアリーダー講習会の充実を図ります。	社会教育課	継続
ボランティアセンター事業	子どもがボランティア活動をする機会づくりと、ボランティアへの理解を深めるため、小学生を対象としたボランティアスクールを開催します。また、保護者の社会参加を支援するため、保育ボランティア養成講座を開催します。	羽曳野市社会福祉協議会	継続

第5章　子育て支援や家庭への支援の充実

１．子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり

（１）量の見込みを算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業（延長保育）	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり ・その他	3～5 歳 0～5 歳
9	病児・病後児保育事業	0～5 歳
10	ファミリー・サポート・センター事業 （就学児のみ）	1～3 年生、4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生
12	妊婦健診事業	妊婦
13	乳児家庭全戸訪問事業	生後２か月の子どものいる家庭
14	養育支援訪問事業	家事や育児について、親族などの支援が受けられない家庭

◆潜在的家庭類型について

家庭類型	父母の有無や就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間未満）
C´	フルタイム×パートタイム（月 64 時間未満＋月 64 時間～120 時間未満）
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム 双方が月 120 時間以上または月 64 時間～120 時間の一部
E´	パートタイム×パートタイム いずれかが 64 時間未満または月 64 時間～120 時間の一部
F	無業×無業

（２）教育・保育事業の充実

幼児期の教育・保育については、１ 号、２号、３号の認定区分に沿って、それぞれの量の見込みと確保量を定めます。

■提供区分と提供施設（確保の内容）

認定区分		提供施設（確保の内容）
１号	３－５歳、幼児期の教育	幼稚園、認定こども園
２号	３－５歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
３号	０－２歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

①　１号、２号認定者における教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

１号、２ 号における幼稚園入園については、今後の人口の減少を踏まえると、入園者の減少が見込まれます。

今後の動向を踏まえながら、必要利用定員総数を上回るように量の確保に努めます。

■教育

単位（人）

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,094	171	1,265	1,055	165	1,220	1,012	158	1,170
②確保の内容	幼稚園･認定こども園	1,011	0	1,011	1,290	165	1,455	1,244	158	1,402
	認定を受けない幼稚園		500	500		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		949	148	1,097	890	139	1,029
②確保の内容	幼稚園･認定こども園	1,204	148	1,352	1,166	139	1,305
	認定を受けない幼稚園		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0

②　２号、３号認定者における教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

２号認定においては、今後の保育ニーズに対して、現在の提供量で対応することが可能であり、現状を維持し、量の確保を図ります。

３号認定においては、平成 29 年度まで利用者の増加が見込まれることから、保育園の定員増などを通じて、０歳児、１・２歳児の受入れ数の増加を図ります。

■保育

単位（人）

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,157	147	611	1,142	149	619	1,127	152	627
②確保の内容	認定こども園・保育所	1,166	163	613	1,166	163	623	1,216	163	653
	地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,112	147	620	1,098	145	613
②確保の内容	認定こども園・保育所	1,216	163	653	1,216	163	653
	地域型保育事業		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0

（３）地域子ども・子育て支援事業の充実

①　時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業については、平成 25 年度現在、14 園（公立５園、民間９園）で実施しており、今後の見込み量に対する十分な提供体制が確保されています。

子ども数の減少にともない、確保量も減少を見込んでいますが、質の確保に努め、事業を実施します。

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	431	430	430	425	421
②確保の内容	431	430	430	425	421
②－①	0	0	0	0	0

②　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、今後の子ども数の推移にあわせてニーズ量も減少することが見込まれます。現在、事業は 16 箇所で実施しており、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	716	723	699	668	648
	高学年	182	178	167	165	166
②確保の内容		898	901	866	833	814
②－①		0	0	0	0	0

③　子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の２種類から構成されます。

平成 25 年度現在、本市ではトワイライトステイ事業は実施していませんが、ショートステイ事業は市内６箇所で実施しており、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	181	172	166	158	151
②確保の内容	181	172	166	158	151
②－①	0	0	0	0	0

④　地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、平成 25 年度現在、ひろば型３箇所、センター型３箇所で実施しています。

利用率の高い事業となっていますが、認定こども園への移行も見込まれているなか、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

単位（人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31,223	29,283	28,273	27,371	26,647
②確保の内容	6 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
②－①	0	0	0	0	0

⑤　一時預かり事業

一時預かり事業について、幼稚園での預かり保育は今後の子ども数の推移を踏まえて、減少していくことが見込まれ、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

一方、その他の一時預かりは、利用ニーズが高い事業であり、今後も利用者の増加が見込まれます。そのため、今後も実施箇所数の増加を見据えて、見込み量の確保に努めます。

単位（人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	6,080	5,864	5,624	5,276	4,949
	②確保の内容	6,080	5,864	5,624	5,276	4,949
	②－①	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	①量の見込み	7,792	7,859	8,010	8,078	8,170
	②確保の内容	7,792	7,859	8,010	8,078	8,170
	②－①	0	0	0	0	0

⑥　病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、今後の子ども数の減少にあわせ、利用ニーズも減少することが見込まれます。現在、１箇所で実施しており、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

しかし、重要な事業でもあることから、今後、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、質の確保に努めます。

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	492	469	452	429	410
②確保の内容	492	469	452	429	410
②－①	0	0	0	0	0

⑦　ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業については、平成 25 年度現在、１箇所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	118	115	109	104	100
②確保の内容	118	115	109	104	100
②－①	0	0	0	0	0

⑧　利用者支援事業

利用者支援事業については、市役所窓口をはじめ、子育て支援センターなど、これまでの主な窓口を活用し、専門相談員の配置に努め、量の確保を図ります。

単位（箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

⑨　妊婦健診事業

妊婦健診事業について、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

単位（人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9,730	9,464	9,156	8,848	8,736
②確保の内容	9,730	9,464	9,156	8,848	8,736
②－①	0	0	0	0	0

⑩　乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業について、量の見込みは増加傾向を示していますが、全体的に子ども数が減少していくことを考慮して、現状の提供体制により、今後のニーズに対応します。

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	750	755	760	765	770
②確保の内容	750	755	760	765	770
②－①	0	0	0	0	0

⑪－１　養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、実施者数が少数であり、今後の見込み量に対して十分な提供体制は確保されています。

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9	9	9	10	10
②確保の内容	9	9	9	10	10
②－①	0	0	0	0	0

⑪－２　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化するための取り組み、ケース記録や進行管理台帳の電子化などを通じて、ネットワーク関係機関の連携を強化する事業です。

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用を全部または一部を助成する国の事業です。

⑬　多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置等を促進する国の事業です。

（４）放課後子ども総合プランの実施

①　放課後子ども教室の実施目標

平成 27 年度から、すべての小学校で放課後子ども教室の実施をめざします。

単位（箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施小学校	14	14	14	14	14

②　放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施に係る目標

平成 28 年度から、すべての小学校での一体的な実施をめざします。

単位（箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一体的な実施	2	14	14	14	14

③　放課後子ども総合プランの具体的な実施方法

１）放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施

留守家庭児童会児童の放課後子ども教室への参加方法や、一体的に実施する場合の共通プログラムづくりへの放課後児童支援員等の参画方法、放課後子ども教室の運営における放課後児童支援員等の役割などについて、放課後子ども教室の関係者と学校関係者、放課後児童支援員等により検討を進め、平成 28 年度からの一体的な実施をめざします。

２）小学校の余裕教室の活用

市の留守家庭児童会については、入会する児童数に応じて専用のスペースを学校内に確保しています（白鳥校区は白鳥児童館で実施）。放課後子ども教室は特別教室や体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、プログラムを実施しています。各放課後子ども教室の実行委員会には学校長等も参画しており、引き続き学校と連携して余裕教室の活用を図ります。

３）運営委員会の設置

現在、放課後子ども教室の関係者や学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、留守家庭児童会関係者及び行政関係者等により「放課後子ども教室運営委員会」を設置しています。当該運営委員会を段階的に放課後子ども総合プランの運営委員会へと移行します。

４）総合的な放課後対策の協議

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

2. さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり

（１）仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進

施策の方向

●働きやすい環境づくりの推進

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現に向けて、育児・介護休業制度の普及・啓発をはじめ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及に向けた周知啓発に取り組みます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
事業主への広報啓発事業	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務などの企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけに努めます。	産業振興課	継続
男女共同参画社会の実現に向けた「男女共生セミナー」事業【再掲】	男女共同参画社会の実現に向け、性別による固定的役割分担意識を見直し、家事労働の理解を図るとともに、男性の家事・育児への参画や親子（家族）のコミュニケーションにより、家族の絆を深めることを目的に実施します。	人権推進課	継続
ワーク・ライフ・バランスの広報啓発事業【再掲】	国や府と連携し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を企業及び労働者に対し行い、普及に努めます。	産業振興課	継続

（２）多様な家庭への支援（羽曳野市母子家庭等自立支援計画）

施策の方向

●ひとり親家庭に対する相談体制の整備

母子・父子自立支援員を中心に、関係相談機関との連携を強化し、相談体制の整備・充実を図ります。

●ひとり親家庭への子育て支援

安心して子育てと仕事が両立できるよう、必要に応じた日常生活への支援や、多様な保育サービスを提供します。

●ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の推進

母子家庭等が自立した生活をいとなめるように、必要に応じた経済的な支援や、関係機関と連携しながら就業支援体制を構築し、就労支援を推進します。

●障がいのある子どものいる家庭への支援策の推進

障がいのある子どものいる家庭に対する相談支援をはじめ、子どもの居場所づくりなどを推進し、支援に努めます。

●日本に住む外国人の子どもと保護者への生活支援

日本に住む外国人の子どもや保護者が安全に安心して子育ち・子育てを行うことができるよう、市民ボランティアの参画を得ながら、外国語による情報提供をはじめとする生活支援や異文化理解の促進、日本に住む外国人に対する教育の取り組みを進めます。

●生活困窮世帯とその子どもへの支援

「貧困の連鎖」を生まないために、庁内外の関係機関との連携を強め、貧困世帯への生活支援、保護者への就労支援、子どもへの学習支援などの事業を総合的に推進します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
ひとり親家庭等に対する相談体制事業	ひとり親家庭等の自立に必要なさまざまな情報を提供するとともに、指導や助言、職業能力の向上や求職活動を促すため、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	継続
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童を監護している母・父または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している母・父に対し、所得に応じた手当（月額）を支給します。	子育て支援課	継続
母子家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の母・父が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業（高等職業訓練促進給付金等・自立支援教育訓練給付金）を実施します。	子育て支援課	新規
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の母・父などに対して、保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部と入院中の食事代の自己負担金を助成します。	保険年金課	継続
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）とが相互援助活動をする会員組織による子育て支援を行うため、協力会員の地域でのネットワークの構築に向けた交流会の充実をはじめ、子育てに関する講座や研修の開催、協力会員の増員につながる広報活動などを行います。また、ひとり親家庭等が利用する場合は、援助を行いたい会員を優先して調整します。	子育て支援センターふるいち	継続
病後児保育事業【再掲】	病気回復期にある入院治療の必要のない児童が、保護者の就労や傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの社会的な理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童を一時的に保育する事業を行います。	子育て支援課	継続
ショートステイ事業（子育て短期支援事業）【再掲】	児童の保護者が社会的な理由及び身体的もしくは精神的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設で児童を一時的に預かり、養育の支援を行います。	子育て支援課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
一時預かり事業【再掲】	保護者の継続的・短時間就労などや、専業主婦家庭などの育児疲れ、急病や入院などにともなう心理的・肉体的負担を解消するために実施します。また、教育・保育ニーズへの対応に向け、幼稚園における預かり保育の拡充も検討します。	子育て支援課	拡充
延長保育事業【再掲】	保護者の就労形態の多様化などにともなう保育時間の延長に対するニーズに対応できるよう、延長保育を実施します。	子育て支援課	継続
放課後児童健全育成事業【再掲】	放課後に就労や疾病等により保護者が家庭にいない小学生児童に対して、その安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通じて、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成をめざします。	社会教育課	継続
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母・父、寡婦に事業開始、事業継続、就職支援、医療介護、技能習得、生活、転宅、就労支度、修学、修行、結婚など、13 項目についての資金の貸付を行います。	子育て支援課	継続
ひとり親家庭等への就労支援事業	就労による自立ができるよう、ハローワークや国、大阪府との連携を強化しながら、資格の取得・就労条件の改善などに向けて、情報提供などを行います。	子育て支援課	継続
障がい児福祉手当事業	常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の重度の障がいのある児童に、福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	福祉支援課	継続
障がい児タイムケア事業	障がいのある学齢期の児童を対象に、保護者が就労・病気等の理由により不在、または家庭で介護できない場合、その児童の活動の場を提供します。	福祉支援課	継続
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息等を支援します。	福祉支援課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
大阪府藤井寺保健所で実施する専門相談啓発事業【再掲】	大阪府藤井寺保健所で実施されている障がいのある子ども、小児慢性特定疾患のある子どもなどの療育支援に関する各種相談事業や講習会など、広報「はびきの」を通じて、広く広報するとともに、乳幼児健康診査など、健康増進課（保健センター）における各種相談事業とあわせて積極的な啓発を行います。	健康増進課	継続
国際交流を行う市民活動団体支援事業	外国人が日常生活を安心して、快適にすごすことができるよう、互いの社会や文化、生活習慣の理解・協調をめざした日本語教室や交流事業などの活動を支援します。	市民協働ふれあい課	継続
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談事業所において、生活困窮世帯からの相談及びアセスメントを通じて各世帯にあった支援計画を作成し、子どもを含めた世帯への包括的支援を行います。また、自立相談事業所を軸に児童福祉関係者、教育関係者などとの支援のためのネットワークづくりを行います。	福祉総務課	新規
生活困窮世帯の子どもの学習支援・居場所づくり事業	生活保護世帯も含めた生活困窮世帯の子どもの学習支援・居場所づくり事業を地域の大学関係者、ボランティア、NPO 等との連携も活用して推進します。	福祉総務課	新規

（３）家庭・地域における子育て力・教育力の向上

施策の方向

●子育て親育ち支援の充実

育児不安の広がりや、親として育っていくことが難しくなってきている社会状況を踏まえ、関係機関が連携して子育て親育ち支援につながる各種講座や学習会を開催します。

●地域社会における教育力の向上

各種団体が連携しながら、団体活動が促進されるよう、支援に努めます。また、各事業への多くの人の参加が可能となるよう、環境の整備・充実を図ります。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子育て親育ち支援学習事業	養成講座を修了した親学習リーダーがファシリテーターをつとめ、一人ひとりの親を勇気づけ、自信をもてるよう支援するとともに、人間関係づくりも進めます。 また、子育て親育ちの支援を進める庁内関係部署とも連携して親学習事業を展開します。	社会教育課	新規
PTA 活動支援事業 【再掲】	子どもの健全育成や学校・家庭・地域との連携を推進する PTA の指導者養成や各種子育て支援事業の研修会などを実施するとともに、教職員とのさまざまな情報共有を行い、子どもとともに学び成長できる学校づくりを進めます。	社会教育課	継続
青少年健全育成推進協議会支援事業 【再掲】	各校区の青少年健全育成推進協議会及び市青少年健全育成推進協議会と連携を図り、地域社会が一体となった青少年の健全育成に取り組みます。	社会教育課	継続
青少年指導員連絡協議会支援事業 【再掲】	学校や自治会など関係機関、地域団体と連携をとりながら、青少年の健全育成事業・啓発活動・青少年に有害な環境浄化活動を行う青少年指導員の活動を支援します。	社会教育課	継続

３．子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり

（１）子どもの権利擁護への支援

施策の方向

●子どもの権利条約の研究

子どもの権利条約に規定されたすべての権利が保障されるとともに、その権利の侵害などが規定され、回復や保障の措置がとられるよう、子どもの権利保障に関する基本条例や権利侵害などを監視する第三者機関として「子どもの人権オンブズパーソン※」について研究します。

●地域における子どもの権利擁護の体制づくり

学校において、子どもの権利条約の学習を促進するなど、権利主体としての自覚をはぐくむ取り組みを行います。また、学校・家庭・地域における日常生活において、子どもの権利を擁護するための取り組みを推進するとともに、権利の侵害や回復に対して、適切な対応をとるための体制づくりを検討します。

●子どもと子育てに関わる施策の総合的・統一的な推進

行政内部においては、保健、医療、福祉、教育など、子どもと子育て支援に関わる関係各課が連携することをはじめ、大阪府や関係機関などの連携もより一層強化し、総合的・統一的な施策の推進を図ります。

※オンブズパーソン：市民の権利利益を守る代理人として、行政に対する苦情を調査し、行政の改善及び監視をする任務をもつ人。

（２）障がいのある子どもやその家庭への支援

施策の方向

●障がいの早期発見、早期療育の推進

定期健康診査や大阪府藤井寺保健所の療育相談を通じて、障がいの早期発見、早期療育に向けた取り組みを引き続き行っていくとともに、フォロー体制の強化を図ります。

●障がいのある子どもの健全な発達支援

障がいのある子どもの「特別の養護についての権利」を尊重するため、国内法制度に基づく必要かつ適切なあらゆる措置をとり、その健全な発達を支援します。

●障がいのある子どもの社会参加の促進

障がいの理解に関するノーマライゼーションからインクルージョン※への理念の展開などを踏まえ、障がいのある子どもの社会参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに育ち合い、暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。

※インクルージョン：困難を感じているすべての子どもたちに対して、常に多様な教育が行われているという教育形態。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
乳幼児健康診査事業 【再掲】	４か月児、１歳６か月児、３歳６か月児に対する健康診査を実施し、乳幼児の心身における疾病や異常の早期発見及び健全な発育・発達を促すことにより、健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減を図ります。また、対象者の全員把握をめざします。 医療機関に委託している乳児一般健康診査、後期健康診査の受診率向上をめざすとともに、支援の必要な人については、医療機関と連携し早期対応できるよう努めます。	健康増進課	継続
すくすく健診・相談事業 【再掲】	乳幼児健康診査などの結果、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して、内科診察や発達相談を実施します。	健康増進課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
地域療育等支援事業	羽曳野市、松原市、藤井寺市で暮らす０歳から18 歳までの発達が気になる子どもとその家庭に対し、四天王寺悲田院通園施設のスタッフが相談を受けたり、保育園・幼稚園・学校を訪問します。	子育て支援課	継続
四天王寺悲田院児童発達支援センター運営事業	羽曳野市、松原市、藤井寺市で暮らす心身の発達に課題のある０歳から６歳までの就学前児童に対し、保育や訓練を行います。	子育て支援課	継続
障害児通所支援事業	障がいのある児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの集団生活への適応訓練や児童の放課後等の居場所づくりを推進します。	子育て支援課 福祉支援課	継続
特別支援教育推進事業 【再掲】	すべての子どもたちがともに学び、ともに育つノーマライゼーションの実現に向け、通常学級に在籍している「発達障がい」などの特別な教育的ニーズを有する幼児・児童・生徒への適切な支援を充実するため、特別支援教育の基盤整備として今後も校内委員会の設置、個別の指導計画の作成、コーディネーターの指名などの体制づくりに関わる研究を進めます。	学校教育課	継続
障がい・難病児等の療育システム推進事業	大阪府藤井寺保健所では羽曳野市、松原市、藤井寺市で暮らす身体障がいのある子ども、小児慢性特定疾患のある子どもなどの適切な療育を確保するため、言語聴覚士・作業療法士などが専門的な相談・訪問を行います。本市においても保健所と連携して、療育システム事業を啓発します。	健康増進課 子育て支援課	継続
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する相談に応じるとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉支援課	継続
特別児童扶養手当支給事業	20 歳未満で一定の障がいの状態にある児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育する人に特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	継続

（３）児童虐待防止のネットワーク化の推進

施策の方向

●児童虐待防止のための啓発活動とネットワークの充実

既存の児童虐待防止ネットワークのより一層の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワークを構築し、子育てサークルの拡充や、民生委員・児童委員・主任児童委員などを中心とした子育て支援活動を展開し、子育て不安への対応を図るなど、児童虐待の未然防止につながる活動を促進します。また、子育て支援のネットワークをより一層充実させるとともに、保健、医療、福祉、教育など、子どもの成長や生活に関わる関係機関・団体などとの連携をより一層強化します。

●児童虐待への早期対応と相談援助体制の整備

地域ネットワークを中心とした児童虐待の防止のための体制を構築するとともに、児童虐待が疑われるケースへの早期対応のため、家庭児童相談の体制・機能をより一層強化し、子ども家庭センターとの相互補完体制のもとで専門的相談援助活動を進めます。必要な場合には、児童虐待が疑われる子どもの保護を図る仕組みを整備するなど、虐待の進行を防ぐための体制づくりを進めます。また、子どもに対する心理的な虐待でもあるDV（ドメスティック・バイオレンス）※も増加しつつあることから、児童虐待とあわせてDV被害者への援助体制を構築します。

●被虐待児へのケアと家庭に対する養育環境の改善

虐待をはじめ不適切な養育を受けている子どもの心の傷を一層深めることや、対応する保護者や教職員がバーンアウト※することを防ぐため、被虐待児のケアと家庭に対する養育環境の改善に向けた仕組みを構築します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：広い意味では、家庭という私的な領域内で、強者から弱者に加えられる暴力をいう。日本では通常、夫婦や恋人など親密なカップル関係の中で生じる暴力行為をさす。

※バーンアウト：燃え尽きるという意味で、心身のエネルギーが尽き果てた状態をさす表現。それまで一つのことに没頭していた人が心身の極度の疲労によって、ある日突然、燃え尽きたかのように意欲を失い、社会に適応できなくなってしまうことを「バーンアウトシンドローム」（燃え尽き症候群）という。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待への早期発見ならびに迅速な対応を図るため、大阪府子ども家庭センターをはじめ、保健所や警察など、計 19 機関で構成する連絡会や処遇検討会などを開催し、専門的な援助を必要とする困難事例などへの支援体制の充実を図ります。	子育て支援課	継続
要保護児童対策地域協議会事業	子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化するなか、各関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。また、さらなる関係機関・団体との連携強化を図り、機能の充実を図ります。	子育て支援課	継続
虐待予防のための啓発活動推進事業	市民への虐待に関するリーフレットの配布や広報「はびきの」への掲載、講演会や市民フォーラムなどを開催し、虐待予防に向けた広報活動を積極的に推進します。	子育て支援課	継続

（４）安全・安心なまちづくりの推進

施策の方向

●安全な通学路の確保

子どもが安心して通園・通学できるよう、安全な通学路の確保・整備に取り組みます。また、防犯に対する市民意識を喚起し、防犯意識の向上を図ります。

●学校事故、事件の防止

学校の教育活動中に、事故などが起こらないよう、一層の安全対策に取り組みます。

●子どもの生活環境における安全確保

公園などにおける遊具の安全性の確保に取り組みます。また、ため池や河川などにおける事故の防止についても対策を推進し、子どもの生活環境の安全確保を図ります。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
登下校時の安全対策等事業	引き続き、学校・家庭・地域の連携強化と地域内の交流促進を基盤として登下校時の安全対策を進めます。地域住民や団体が主体的に取り組んでいる各校区の安全見守り隊や青色防犯パトロール車の運行、「子ども 110 番の家」の取り組みが円滑に進むよう、必要な支援や調整業務を行います。	社会教育課	継続
通学路の安全点検等実施事業【再掲】	警察、学校長ならびに教育委員会とともに、定期的に校区を決めて通学路の安全点検を実施し、安全な通学路の環境づくりに努めます。	道路公園課	継続
安全・安心マップ作成事業【再掲】	小学生の子どものいる保護者と学校との協働により、通学路の安全点検を実施するとともに、保護者と学校との情報共有を図るため、安全・安心マップを作成します。また、地域と連携し、子どもたちの安全確保に努めます。	学校教育課	継続
防犯機器貸与事業【再掲】	新年度に公立小学校に新たに入学する児童に対して、その登下校時の安全を図るため、防犯ブザーを無償で貸与します。	教育総務課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子どもの交通事故ゼロ運動事業	子どもにやさしい交通環境づくりのため、行政、警察、学校、地域、団体などの一体的な交通安全運動を展開し、それぞれの校区や地域ごとに交通安全の諸活動を実施し、子どもの交通安全意識を高めます。	道路公園課	継続
防犯灯事業	放課後及び夜間の登下校時の子どもの安全を図るため、町会や自治会で設置された防犯灯の電気代などの維持管理を行う助成または補助を行うとともに、防犯灯の増設を図ります。	危機管理室	継続
学校生活安全確保事業	小学校生活の安全などを図るため、安全管理員の配置を行い、登下校時の安全確保を図るとともに、学校への不審者の侵入を防ぎます。	教育総務課	継続
学校施設の耐震化事業	小中学校の耐震事業は、建物の耐震化が平成27年度末に耐震化率100%に到達する見込みですが、平成28年度以降は、非構造部材の耐震化に着手して、引き続き学校施設の安全性の向上を図ります。	教育総務課	継続
幼稚園・小学校施設改善整備事業	学校及び園の施設等の安全性を確保するため、定期的な点検に努め、危険性を考慮した上、計画的な購入及び修繕を図り、事故を未然に防止します。	教育総務課	継続
幼稚園・保育園の耐震化事業【再掲】	幼稚園・保育園の耐震化を進めます。	教育総務課 子育て支援課	新規
学校園エアコン設置の調査研究	エアコン設置の事業手法や費用対効果等を調査研究します。	教育総務課	新規

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
小学校給食事業	小学校における安全で安心な学校給食の一層の充実を図ります。日本各地の郷土食や世界各国の料理、地元食材の活用など、学校給食による食育を考慮した献立づくりを進めるとともに、給食センターのみならず、食材製造・納入業者とともに、衛生管理の向上を図ります。	教育総務課	継続
中学校給食事業	中学校給食では、国産の食材を優先し使用するなど、食の安全に努めます。また、調理場の衛生管理を徹底し、放射性物質検査なども定期的に実施します。今後も成長著しい中学生に、安全で栄養バランスの行き届いた給食を提供します。	教育総務課	継続
子どもの遊び場安全点検事業【再掲】	市内の公園の遊具や公園施設の点検、樹木の剪定など、安全点検や巡回を定期的に行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	道路公園課	継続
防災体制整備事業	防災緊急時における対応の強化を図るため、市民及び町会を対象に防災訓練を定期的に行います。また、市内全世帯に対し避難所や緊急時の対応について記載された防災ハザードマップや防災ハンドブックの配布などを行います。	危機管理室	継続
災害備蓄物資整備事業	大規模災害時における食糧供給を迅速に行うため、小学校や公共施設に備蓄倉庫を設置して、食料（アルファー米など）を備蓄します。	危機管理室	継続
大阪府安全なまちづくり協議会事業	府民が安全・安心に生活できる社会の実現をめざし、大阪府安全なまちづくり協議会に参画し、安全なまちづくりに関する取り組みの推進や犯罪による被害の防止などに取り組みます。	危機管理室	継続
感染症対策事業	インフルエンザなどの感染症対策の充実に取り組みます。	健康増進課 関係各課	継続
子どもの事故予防強化事業	子ども（特に乳幼児）の事故に対し、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防を図ります。	健康増進課	継続

第6章　重点プロジェクトの推進

1. 家庭や地域の子育て支援の充実

育児に不安を感じる人や、多様な家庭がみられるなか、子どもが健やかに育つためには、家庭への支援がより一層重要になってきています。親へのこころのケアや家庭での育児力の向上を図るとともに、障がいのある子どものいる親、外国人など、さまざまな家庭が交流できる機会をつくり、さらに就学前の児童の教育や保育を一体的・総合的に促進して、子育てしやすいまちをめざすためのプロジェクトとします。

方　針	育児への不安を軽減・解消し、育児に楽しさを感じることができるよう、家庭への支援に取り組むとともに、地域と連携しながら、支援します。	
重点事業	事業名	目標（平成 31 年度）
	子育て情報の受発信事業（平成 29 年度まで）	はびきの子育てネットの今後について検討します。
	病児・病後児保育事業の調査研究	東部・中部における新たな事業について調査研究をします。
	ペアレントトレーニング事業	支援が必要な保護者や家庭について学びの場を提供します。
	子育て親育ち支援学習事業	子育て親育ちを支援するための学習会や講座を、庁内関係部署が目標と目的を共有し、連携した取り組みを進めます。

◆成果指標

指標項目		ニーズ調査結果（平成 20 年度）	ニーズ調査結果（平成 25 年度）	目標値（平成 31 年度）
子育てを楽しいと感じる人の割合	就学前	62.6%	62.8%	増やす
	小学生	59.0%	61.2%	増やす
子どもの接し方に自信が持てない人の割合	就学前	34.2%	14.4%	減らす
	小学生	27.2%	12.7%	減らす
子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまう人の割合	就学前	60.5%	32.0%	減らす
	小学生	45.9%	23.5%	減らす
子育てサークルへの参加者の割合	就学前	13.3%	13.1%	増やす
子育て支援サービス情報を入手しやすい人の割合	就学前	13.3%	15.9%	増やす

2. 健やかな子どもの育ちを支える環境づくり

これから親となる子どもたちの健やかな育ちが求められています。子どもが権利の主体であることの認識を深めるとともに、子どもが安全・安心に羽曳野市で健やかに育つための環境づくりを進めるプロジェクトとします。

方　針	子どもが健やかに安心して成長することができるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの安全・安心を確保する環境づくりや、思春期における保健事業の充実に努めます。	
重点事業	事業名	目標（平成 31 年度）
	こども園の検討	幼稚園・保育園の耐震化、小学校への円滑な接続と連携、保育園での待機児童の解消と幼稚園児の減少の課題を解決するため、施設の配置状況も十分勘案しながら、こども園などの施設整備のあり方についての検討を進めます。
	学校施設の耐震化事業	小中学校体育館の非構造部材の耐震化に取り組みます。
	幼稚園・保育園の耐震化事業	幼稚園・保育園の耐震化を進めます。
	保育園リフレッシュ事業	老朽化した保育園施設の更新に取り組みます。
	学校園エアコン設置の調査研究	エアコン設置の事業手法や費用対効果等を調査研究します。
	登下校時の安全対策等事業	14 小学校における登下校時の安全確保の充実に取り組みます。
	感染症対策事業	インフルエンザなどの感染症対策の充実に取り組みます。
	思春期保健事業	思春期保健事業の推進に取り組みます。

◆成果指標

指標項目		ニーズ調査結果（平成 20 年度）	ニーズ調査結果（平成 25 年度）	目標値（平成 31 年度）
子育てが地域の人（社会）に支えられていると感じる人の割合	就学前	52.8%	72.6%	増やす
病気や発育発達に関する不安がある人の割合	就学前	28.2%	27.0%	減らす
	小学生	21.2%	15.7%	減らす
子どもが巻き込まれる事故や犯罪の増加を感じる人の割合	就学前	34.5%	26.7%	減らす
	小学生	50.1%	45.0%	減らす

3．子どもの居場所づくり

子どもの居場所づくりについては、ニーズ調査の結果をみると、子どもの遊び場に関する要望が多く、現状への満足度も低くなっています。また、放課後児童クラブの充実とともに、すべての子どもの居場所づくりや交流の機会の充実が求められています。こうしたニーズを踏まえ、子どもの遊び場とともに、子ども同士の交流の機会を拡充するプロジェクトとします。

方　針	子どもの豊かな心や社会性などをはぐくむため、子ども同士がふれあったり、交流できる場づくりや機会づくりを進めます。	
重点事業	事業名	目標（平成 31 年度）
	（仮称）西部スポーツ公園整備事業	市西部地区における屋外スポーツ施設の拠点として、広く市民が多目的に利用できるスポーツ公園の整備に取り組みます。
	グレープヒルスポーツ公園グラウンド改修事業	利用者の利便性の向上と野球場としての施設機能の強化を図ります。
	公園や遊び場の充実事業	公園や遊び場の充実に向けて取り組みます。
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業の６年生までの拡大に取り組みます。
	放課後子ども教室事業	放課後子ども教室の全小学校での実施と充実に取り組みます。

◆成果指標

指標項目		ニーズ調査結果（平成 20 年度）	ニーズ調査結果（平成 25 年度）	目標値（平成 31 年度）
遊び場に満足している人の割合	就学前	12.1%	10.0%	増やす
	小学生	8.5%	7.1%	増やす
子どもにとって自然、社会、文化などの体験しやすい環境であると思う人の割合	小学生	18.2%	19.2%	増やす

第7章　羽曳野市母子保健計画

【「母子保健計画」の課題の構成と概要】

ここでは、平成 17 年度以降次世代育成支援行動計画に包括された母子保健計画部分について、個々の事業や数値目標ならびにめざすべき姿への達成状況の評価を行うための概要を示しています。

母子保健計画策定にあたっては、21 世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画である「健やか親子 21（第２次）」で示された課題や指標を基本とすることが厚生労働省の母子保健計画策定指針にうたわれています。

「健やか親子 21（第 2 次）」において、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の 10 年後の実現に向けて、３つの基盤課題（「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」）と、２つの重点課題（「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」）が全国的な取り組み課題として設定されました。羽曳野市においても、現在取り組んでいる事業を上記課題に沿ったかたちで整理し、10 年後の取り組み目標を示しました。

（１）基盤課題

	指標名	現状値	５年後目標	10 年後目標	取り組み事業名
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	低出生体重児の割合	8.9%	減少	減少	・妊娠届出時に保健師が全数面接を実施 ・喫煙、飲酒についての妊娠届出時のアンケートの実施と保健指導の実施 ・妊娠中健康管理の情報提供 ・妊婦健診の費用助成と還付制度 ・マタニティマークの啓発 ・母性管理カードの普及啓発 ・マタニティスクールの開催 ・医療機関との連携と協議 ・要養育支援者情報提供票の活用 ・養育医療申請者の面接の実施 ・新生児訪問の実施、乳幼児健診での歯科衛生士による教育の実施、むし歯予測試験の実施、むし歯予防教室の実施 ・よい歯のコンクールの開催
	妊娠・出産に満足している人の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	むし歯のない３歳児の割合	85.8%	86%	90%	
	妊娠中の妊婦・両親の喫煙率	母　3.8%（全国調査） 父　41.5%（全国調査）	0% 30%	0% 20%	
	妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3%	0%	0%	
	乳幼児健診の受診率	４か月　99.0% １歳６か月　95.6% ３歳６か月　90.6%	100% 97% 94%	100% 100% 100%	
	小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	仕上げ磨きをする親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	

	指標名	現状値	5年後目標	10年後目標	取り組み事業名
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	94.0%	100%	100%	・妊娠 11 週以降での妊娠届出遅延者に対しての聞き取りの実施 ・予防接種法に基づく予防接種の実施
	1 歳までに BCG 接種を終了している子どもの割合	99.0%	100%	100%	
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	10 代の喫煙率	小学生　男子 4.0% 女子 0.8% 中学生　男子 5.2% 女子 2.2% （健康はびきの 21 アンケート調査より）	0%	0%	・思春期教育の実施と充実 （STD（性感染症）の知識の普及、妊娠出産育児に関する正しい知識の普及、望まない妊娠を避けるための保健指導の実施） ・教育委員会との連携 ・相談機関の紹介 （妊娠 SOS、SACHIKO など）
	10 代の飲酒率	小学生　男子 39.9% 女子 24.2% 中学生　男子 31.5% 女子 39.8% （健康はびきの 21 アンケート調査より）	0%	0%	
	朝食を欠食する子どもの割合	小学５年生　6.7% 中学２年生　9.6% （健康はびきの 21 アンケート調査より）	0%	0%	
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	この地域で子育てしたいと思う親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	・マタニティマークの啓発 ・マタニティスクールのプログラムの工夫（育児レッスン、父性の教育） ・妊娠届出時に父性を意識した啓発活動の実施 ・子育てサロンでの教育、相談の実施 ・家庭訪問、育児相談の実施 ・事故予防教育の実施 ・母子健康管理カードの啓発活用 ・あそびの教室、ニコニコ親子教室の開催 ・健診未受診者の全数把握 ・各種健診での個別相談の実施 ・各関係機関との連携 ・地域資源の紹介
	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思う就労妊婦の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	52.3% （全国調査）	60%	70%	
	主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	乳幼児健診の未受診者の全数の状況を把握しているか	把握している	継続	継続	
	事故予防対策を実施しているか	実施している	継続	継続	

（２）重点課題

	指標名	現状値	５年後目標	10 年後目標	取り組み事業名
育てにくさを感じる親に寄り添う支援	育てにくいと感じているか	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	・乳幼児健診の実施 ・経過観察健診の実施 ・フォロー教室（パンダ・きりん）の実施 ・ニコニコ親子教室の開催 ・家庭訪問、育児相談の実施 ・藤井寺保健所との連携強化 ・専門病院、療育機関への紹介と連携 ・地域出向健康教育、相談の実施 ・障がい児連絡会、はびきの子育てネットへの参加 ・職員研修参加の機会の保証 ・保護者向け勉強会の実施
	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	就学前の障がい児に対する通所支援の利用数	―	―	―	
	発達障がいをはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制の有無	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待による死亡数	0	0	0	・乳幼児健診の実施 ・健診未受診者の全数把握 ・経過観察健診の実施 ・妊娠届出時に保健師による全数面接、保健指導の実施 ・妊産婦への家庭訪問、育児相談の実施 ・妊娠中の教育（孤立しない支援、揺さぶられっこ症候群の予防の啓発）の実施 ・こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問の連携強化 ・母子保健連絡協議会（出産医療機関と藤井寺保健所管内３市との調整会議）の開催 ・虐待防止の啓発活動（チラシ配布、ポスター掲示、相談窓口の普及） ・虐待リスクアセスメントシートの活用 ・関係機関との連携強化 ・訪問カンファレンスの実施 ・要保護児童対策地域協議会への参加 ・マイツリー等親支援事業の紹介 ・子育てサロンでの虐待予防の啓発 ・赤ちゃんの気持ち指標の活用による相談の実施 ・あそびの教室の開催 ・思春期教室の開催 ・情報共有、組織としての対応マニュアルの作成 ・社会資源の情報提供 ・定期的な事例研究の開催 ・むし歯保有率との関連を重視した対応
	子どもを虐待していると思う親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	乳幼児健診の受診率【再掲】	４か月　99.0% １歳６か月 95.6% ３歳６か月 90.6%	100% 97% 94%	100% 100% 100%	
	児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている市民の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	調査予定	調査後に設定	調査後に設定	
	対象家庭全てに対し乳児家庭全戸訪問を実施しているか	実施している	継続	継続	

※現状値の数値については、断り書きがない場合、平成 26 年度健康づくり推進協議会資料（平成 25 年度実績）に基づくものです。

第8章　計画の推進に向けて

1. 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、市ホームページや広報などの媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される羽曳野市こども夢プラン推進委員会を通じて、計画の進捗状況や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

2. 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめさまざまな分野にわたるため、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

また、施策の進捗においては、羽曳野市こども夢プラン推進委員会での意見を踏まえ、広報や市ホームページなどを通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。

3. 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業などについて、毎年進捗管理及び評価を行います。

庁内の推進体制や羽曳野市こども夢プラン推進委員会などにおいて、PDCA サイクル【Plan（計画）―Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

資料編

1. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会規則

平成 25 年 3 月 29 日
羽曳野市規則第 17 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、羽曳野市こども夢プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

（職務）
第 2 条　委員会は、市長の諮問に応じて、執行機関の附属機関条例別表に掲げる当該担任する事務について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

（組織）
第 3 条　委員会は、委員 25 人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
（1）　学識経験者
（2）　保健、福祉又は医療に関する団体の代表者
（3）　教育に関する団体の代表者
（4）　市民の代表者
（5）　関係行政機関の職員
（6）　前５号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
3　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）
第 4 条　委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　委員長及び副委員長の任期は、委員の任期とする。
3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（部会）
第６条　委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
２　部会に属する委員等は、委員長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
４　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告しなければならない。
５　前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
（報酬等）
第７条　委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号）の定めるところによる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において行う。
（委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附　則
この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。

2. 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員名簿

（敬称略）

氏　名		現　職　等
委員長	戸田　有一	国立大学法人大阪教育大学教育学部教授
副委員長	田辺　昌吾	学校法人四天王寺学園四天王寺大学教育学部教育学科講師
委員	加藤　治人	医師会
委員	川端　美千代	主任児童委員
委員	山口　順子	公立保育園園長会　（H25.4.1～H26.3.31）
委員	中川　貴代美	公立保育園園長会　（H26.4.1～）
委員	齊藤　和正	民間保育園園長会
委員	風呂谷　幸蔵	校区福祉委員会
委員	菊川　善博	校長会　（H25.4.1～H26.3.31）
委員	奥野　貞一	校長会　（H26.4.1～）
委員	的場　晶子	園長会
委員	田中　昌之	大阪府私立幼稚園連盟南大阪支部
委員	内本　令子	青少年指導員連絡協議会
委員	仲村　美子	ＰＴＡ連絡協議会　（H25.4.1～H26.8.5）
委員	泉谷　裕子	ＰＴＡ連絡協議会　（H26.8.6～）
委員	間部　則子	こども会育成連絡協議会
委員	松井　倶子	更生保護女性会　（H24.8.6～H26.3.31）
委員	杉浦　啓子	更生保護女性会　（H26.4.1～）
委員	松田　明子	婦人団体協議会
委員	上間　慶子	商工会
委員	戸田　豊	青年会議所　（H25.4.1～H26.8.5）
委員	花川　智彦	青年会議所　（H26.8.6～）
委員	藤並　亜紀	市民公募委員　（H24.8.6～H26.8.5）
委員	島津　雅子	市民公募委員　（H24.8.6～H26.8.5）
委員	井指　良江	市民公募委員　（H25.6.28～H26.8.5）
委員	福尾　葉子	市民公募委員　（H26.8.6～）
委員	岡本　裕子	市民公募委員　（H26.8.6～）
委員	乙宗　紀子	市民公募委員　（H26.10.21～）
委員	新里　和也	大阪府富田林子ども家庭センター次長兼虐待対応課長

3. 推進委員会開催経過

年月日	議事内容
平成 25 年6月 28 日	●羽曳野市こども夢プラン推進委員会について ●子ども・子育て支援法について ●子育て支援施策の現状について（人口等） ●子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査について
平成 25 年8月 23 日	●子ども・子育て支援事業計画に伴うニーズ調査票（案）について ●羽曳野市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのヒアリング調査票（案）について ●現行計画の重点プロジェクト実施状況について ●現行計画の施策の進捗状況について ●羽曳野市における学童保育の現状について
平成 26 年1月 17 日	●羽曳野市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査結果報告書（中間報告）について ●羽曳野市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのヒアリング調査結果報告書（案）について
平成 26 年3月 24 日	●子育て支援施策の現状と課題について ●現行計画の重点プロジェクトの実施状況について ●提供区域等の設定について
平成 26 年5月 23 日	●次世代育成支援対策推進法について ●計画の基本理念や目標及び体系の柱立てについて ●見込み量の算出について
平成 26 年8月8日	●見込み量の算出について ●計画骨子案について ●各種条例等について
平成 26 年 10 月 21 日	●見込み量の算出、確保方策について ●計画骨子案について
平成 27 年1月 15 日	●「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」の諮問について ●事業計画素案について ●利用者負担について
平成 27 年2月 18 日	●パブリックコメントでの意見とそれに対する回答について ●「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」（案）について ●答申案について

4. 諮問書・答申書

（１）諮問書

羽保子第　3572号
平成27年1月15日

羽曳野市こども夢プラン推進委員会
委員長　　戸　田　有　一　様

羽曳野市長　　北　川　嗣　雄

「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」の策定について（諮問）

「子ども・子育て支援法」第61条、「次世代育成支援対策推進法」第８条並びに「母子保健計画について」（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、「はびきのこども夢プラン（羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画）」策定に際して、貴委員会に意見を求めます。

（２）答申書

平成 27 年 3 月 17 日

羽曳野市長　　北　川　嗣　雄　　様

羽曳野市こども夢プラン推進委員会
委員長　　戸　田　有　一

「羽曳野市子ども・子育て支援事業計画、羽曳野市次世代育成支援行動計画、羽曳野市母子保健計画」（はびきのこども夢プラン）の策定について（答申）

平成 27 年 1 月 15 日付け羽保子第 3572 号をもって当委員会に諮問のあった標記の件について、審議検討を行ってまいりました。

この度、審議結果を取りまとめましたので、これを答申します。

本答申は、これまで進めてきた計画の視点を継承し、おとなも一緒に参加し成長しながら、子どもたちがすくすくと育ち、笑顔が絶えない安心なまちづくりをめざすものとなっています。また、子どもたち一人ひとりが輝き、いまを心豊かに生きると同時に、自らの将来と地域の未来にむけて夢を育むことができるよう、社会全体で支援することを重視しています。

当委員会における答申や意見をはじめ、パブリックコメントに寄せられた市民の意見を十分参考にしつつ、より実効性の高い計画を策定し、推進されることを希望し、下記の意見を付して了承します。

記

（１）子どもの視線にそった行政施策を展開し、子どもの成長の各時期に即し、さまざまなライフステージに応じた切れ目のない継続的な子育て支援に、今後も取り組むこと。

（２）教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、待機児童対策として事業の推進を図る一方、公正・平等性をより実現できるよう、子どもの権利を尊重しながら、諸事業の充実を図ること。

（３）幼保連携をより一層充実したものにするとともに、今後の就学前の子どもの動向を踏まえ、さらに小学校との円滑な接続を意図した交流も視野に入れ、教育と保育の総合的・効果的な施策の推進やこれらの体制の充実を図ること。

（４）ひとり親家庭など、さまざまな家庭への支援のあり方をはじめ、子どもの貧困などに関する問題、仕事と家庭生活の調和、子どもの居場所や遊び場の確保等、今後５年間に取り組んでいかねばならない諸課題が出てきている。こうした多岐にわたる課題に対して、関係各課や諸機関が十分に連携しながら取り組んでいくこと。

（５）計画の推進に際しては、当委員会等を通じて毎年度計画の進捗や評価を行い、適宜計画の修正を行うなど、計画の推進時でも市民の意見を踏まえ、市民が参画できるように配慮すること。

5. 羽曳野市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査の概要

（１）調査の目的

本調査は、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に、保育ニーズや羽曳野市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などをお伺いし、平成 27 年度から施行する「子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

（２）調査概要

●調 査 地 域：羽曳野市全域
●調査対象者：羽曳野市在住の就学前児童のいる保護者（就学前児童調査）
羽曳野市在住の小学校１～６年生のいる保護者（小学生児童調査）
●抽 出 方 法：住民基本台帳より、就学前児童（０歳児～５歳児）1,300 人、小学生児童（１～６年生）1,300 人の合計 2,600 人を無作為抽出
●調 査 期 間：平成 25 年 10 月７日（月）～平成 25 年 10 月 31 日（木）
●調 査 方 法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,300	723	55.6%
小 学 生 児 童	1,300	714	54.9%
合　　計	2,600	1,437	55.3%

（３）調査結果の見方

●回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
●複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
●図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
●図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

6. 計画素案に対するパブリックコメントでの市民意見

（１）パブリックコメントの実施概要

●目　　的	こども夢プラン推進委員会において審議し、とりまとめた計画素案内容に対して、幅広く市民の皆様からのご意見や提言をいただき、その内容を計画に反映するために実施しました。
●募集期間	平成 27 年１月 26 日（月）～２月 13 日（金）午後５時まで
●閲覧場所	市ウェブサイト、市役所子育て支援課、市役所情報公開コーナー、羽曳野市支所、市立図書館、市立保健センター
●有効意見数	48 件（郵送１件、持参２件、ファックス 26 件、電子メール 19 件）

（２）パブリックコメントでの主な意見内容

●保育料等について

- 保育料を上げないでほしい。
- 子ども２人目にかかる保育料の減免等の支援を継続してほしい。
- 私立幼稚園の補助金に関して、固定資産税８万円未満の枠を外してほしい。

●幼稚園や保育園の教育・保育等について

- 公立幼稚園での３年保育や延長保育の実施をお願いしたい。
- 公立幼稚園でも給食を実施してほしい。
- 保育園の待機児童の対策をお願いしたい。
- 一時預かりを充実してほしい。
- 認可保育所を増やしてほしい。
- 保育量の増加のみならず、保育の質も向上させるようにお願いしたい。

●認可外保育施設等への支援について

- 認可外保育施設を認可してほしい。
- 認可外保育施設に補助金を出してほしい。

●小学校・中学校の教育、図書館、学童などについて

- 学校での教育を充実させてほしい。空き教室などを利用して勉強量を増やし、学力向上に力を入れてほしい。
- 小学校の図書室の充実や、学校司書の配置を継続させてほしい。
- 市立図書館の子ども向けの開架資料を増やしてほしい。また、本の配置も子どもが手にとりやすいように工夫をしてほしい。
- 学童を充実させてほしい。

●子どもの医療費助成や医療体制などについて

・医療費助成を小学校卒業、あるいは中学校卒業まで拡充してほしい。
・予防接種（インフルエンザ）を公費化してほしい。
・小児救急病院の設置など小児救急医療に力を入れてほしい。
・産婦人科を増やしてほしい。

●公立幼稚園、保育園、小・中学校の設備などについて

・公立幼稚園や小・中学校にエアコンを設置してほしい。
・中学校給食を充実してほしい。
・校舎や園舎の老朽改修や耐震化を図ってほしい。

●児童館、子どもの遊び場や居場所などについて

・子どもにとって安全・安心で自由な遊び場を整備してほしい。
・雨天時でも遊べる施設を整備してほしい。
・こども会の活動を充実させてほしい。

●地域の安全対策や環境整備等について

・公園に行くまでの道路の安全対策をお願いしたい。
・子どもたちとその親、妊産婦等の健康のため、受動喫煙危害防止対策を進めてほしい。
・パトロール、防犯カメラを増やすなどの安全対策をしてほしい。

●幼保連携、こども園などについて

・幼保連携事業について、具体的な内容を教えてほしい。
・こども園などの施設整備について、保護者や現場職員等の声や意見を聞いてほしい。

●羽曳野市こども夢プラン推進委員会、「はびきのこども夢プラン」について

・「はびきのこども夢プラン」の知名度が低いのが残念である。
・素案だけでなく、途中経過のわかる議事録を会議後早期に公開してほしい。

●その他の意見について

・自然豊かな羽曳野の特性は、子育て世代を呼び込む大きな魅力です。「自然環境と“保活”に困らないまち」というブランド化で、少子化に負けない自治体になってほしい。
・このパブリック・コメントのように、市民の発言する機会（メール・FAX・書面など）を常時設置し、市民の声を多く聞いてほしい。

はびきのこども夢プラン

平成 27 年３月発行

発　行：羽曳野市
編　集：羽曳野市保健福祉部子育て支援課
羽曳野市市長公室こども未来室こども課
（平成 27 年４月１日より）
〒583-8585　羽曳野市誉田４丁目１番１号
TEL：072-958-1111（代表）